

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2 回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて 60 分以内とします。

質問は一般質問者が席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

1 番、中野大徳君の一般質問を許可します。

1 番、中野大徳君。

〔1 番 中野大徳君 登壇〕

○1 番（中野大徳君） おはようございます。

それでは、改めまして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1、小学校統合の考え、計画はということであります。

本年 1 月 28 日付にて、第三次只見町立小学校の在り方検討懇談会報告書が、只見町立小学校の在り方懇談会より示されました。

1、第一次、第二次只見町立小学校の在り方検討懇談会の答申内容と町の対応をお伺いします。

2 番目としまして、第三次報告書には、小学校統合を進める方向で検討する必要がある、発展的な小学校統合に向けた具体的な計画を進められるよう要望するとまとめられておりま

す。今後のスケジュールを含めた進め方をお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 1 番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

小学校統合の考え、計画についてのご質問であります、項目ごとにお答えいたします。

1 点目の第一次、第二次只見町立小学校の在り方検討懇談会の答申内容と町の対応についてであります。

まず、第一次只見町立小学校の在り方検討懇談会についてですが、平成 29 年度に 4 回開催しております。この懇談会での答申内容としては、人口減少が進み 3 地区がこのまま継続していけるかという現実はあるものの、各小学校は地域の中で重要な役割を担っていることを確認したとの報告がされております。

町としては、この報告を受け、3 小学校を存続しつつ現状の教育環境の改善に向けた施策を進めることにしました。

次に、第二次只見町立小学校の在り方検討懇談会についてですが、令和 4 年度に 4 回開催しております。この懇談会での答申内容としては、今後、児童数は現在の人数を維持することや保護者の意向で現状維持を望む保護者が 8 割いること、また、小学校が地区に無くなることのデメリットや長時間通学などの課題点があげられ、結論として各小学校は地域で重要な役割を担うシンボリック的存在であることの報告がされております。しかしながら、今後も児童数の推移をみながら、保護者や町民の声を聴きながら、只見町としての小学校の在り方を検討する場を設けていく必要があると意見が付されております。

町としては、3 小学校を存続しながらも、今後も児童数の推移を注視しながら、保護者や町民の声を聴きつつ、小学校の在り方を引き続き検討していく必要があるとの認識でありました。

2 点目の第三次報告書の、発展的な小学校統合に向けた具体的な計画の今後のスケジュールと進め方についてのご質問であります。

第三次只見町立小学校の在り方検討懇談会は今年度 6 回開催いたしました。この懇談会での報告では、今後の更なる児童数の減少を迎えるなか、小学校教育の未来を見据え、児童にとってより良い教育環境を整えるために、町内の小学校統合を進める方向で検討する必要があるとの意見が示されました。

私としては、この意見を重く受け止め、町の将来を見据えた教育環境の充実を目指し、慎重に検討を進めていく考えであります。

今後のスケジュールと進め方についてですが、小学校の統合は子どもたちや保護者をはじめ、町民の皆様にとって重要な問題です。そのため、広く町民の意見を伺いながら、最善の方策を見つけていきたいと考えております。

今議会において只見町小学校改革審議会設置条例を提案いたしました。この審議会では統合の必要性や効果、課題について具体的に検討していきたいと考えております。

小学校統合にあたっては、児童の学習環境の向上、通学の安全確保、さらには校舎の再利用など、多くの課題を慎重に検討する必要があります。

そのため、審議会では、統合の進め方や校舎の整備計画、教育内容の充実策などについても検討してまいります。

子どもたちのより良い教育環境を整えるために、スピード感を持って検討してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 丁寧なご回答ありがとうございます。

まずですね、第一次・第二次も報告は受けてはおりますけども、薄ら覚えでありましたので改めてお聞きしました。

第一次・第二次に関しては、具体的な、統合せよ、統合したほうがいいんじゃないかという結論には至っておりませんでした。で、ちょうど一年前のこの議会で私、この質問をしました。小学校の統合について。その時に審議会を立ち上げて、一年間かけて第3回の方向性を出すという回答をいただきまして、まさにその回答をいただきながら今質問しているわけですけども、大変あの、第1回、これ平成29年ですから、もう既に10年が経過しております。今日まで。その間、私どもも議会報告会の折とか、個人的にもありますけども、様々、小学校どうなってんだ、こうなってんだ、統合したほうがいいんじゃないか、様々な意見をいただいてまいりました。去年の議会報告会の中でもやはりそういった質問もいただきました。ただ去年は具体的にそういった方針が出ておりましたので、今、当局のほうで懇談会、検討会を立ち上げて検討しているという回答をした覚えがあります。

この統合については、私以外にも様々な議員が質問をしてきました。最後にこの小学校の統合については去年の3月、私がしました。で、具体的なその時の回答は、やはり小規模校

の良さを活かすとか、小規模校のメリットのほうが大きいような回答でありましたし、なかなか、ちょっとその、皆さんの言われる、町民の方が、父兄の方が、子どもをお持ちの方が言われるのとちょっと食い違ってるような気もしておりましたが、今度は具体的に第三次の報告書を見ますと、そういった具体的な方向性が示されたと思っております。

この、やはり具体的に、もう統合すべきだということで今回出ております。さらに今度は、新年度予算で改革審議会設置条例、名前はこれ、いろんなところで違う、ところがありますけども、去年の、私は質問の中で、もう、その方向性は、これはルールで決まっているんでしょうからしょうがないんですけども、もう名前はこれ仮称ですけども、私が勝手に、もう統合に向けた準備委員会で進める考えはありますかという質問をしました。で、その回答として、地域の方々と現状把握、これからのことを共有し、小学校の在り方を検討いただく懇談会が先であると。そこから提言を受けての統合に向けた準備委員会となるという回答をいただいておりますので、今回のこの懇談会の検討会の内容は私にとっては内容的にはやはり、尊重すべきな、これはもう具体的に進めるべきだと。回答書にも、最後にはスピード感を持って検討していくという回答ではありますけども、あまりにも時間がかかる。これからもこの検討会は、この検討会の具体的な中で、具体的な内容を詰めていかれるとは思いますが、どのぐらいの期間で、どのぐらいのメンバーで、具体的にどのようなことを審議なさって、審議なさるのか教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 今般、小学校の在り方検討懇談会ですが、年度内6回開催をさせていただきますして、委員16名の方に、町民の方、それから学校関係者、教育関係者、様々な方面からご参加いただきまして検討を重ねてまいりました。

まずその検討の中身としましては、町内の今までの児童数の推移であったり、学級数の推移、それから今後その子どもたちの数がどう変わっていくのか。それがどう、教育環境に影響していくのか。そういった点を四つの柱で検討をさせていただきました。

その四つの柱というのが、まず1点目が教育の効果についてであります。それから2点目が学校と地域について。それから3点目、学校の施設について。それから4点目が通学についてということで、大まかにはこの4点について協議を重ねてまいりました。結果としましては、やはりあの、子どもたちが取り巻く少子化の環境の中では複式学級が非常に、全校、

複式学級の状況にありまして、子どもたちの学力の影響、そして子どもたちが多くの人と子どもたちと切磋琢磨したり、多様な意見を交換して交流できるっていう制限が出てしまう。言ってみれば、子どもたちの自立と共生に大きく関わってくるといったことも影響しまして、やはりこれからの小学校は一つにすべきでないかというような結論に至ったところであります。

その結果については、まずその懇談会については、教育委員会が他方面から意見をいただいて、そして教育委員会がその検討懇談会を立ち上げて、そして意見を求めたという形でございます。そしてそれが、意見がまとまったものを町長へ報告した。今年の1月28日です。そういう経緯でございます。

それを受けまして町長が、今度は町として、町長として、それを諮問する機関を小学校改革審議会という形で条例化でその組織を立ち上げて、より丁寧に町民の方に、項目は同じことかもしれません。しかし、そこにさらに言えば、もっと具体的に、統合するのであれば、統合後の校舎の再利用はどうするのか。地域振興はどうなるのか。地域との関わり、それから通学、それから統合後の教育環境をもっと具体的にといったところをさらに押し深めて検討していただくということを町長が諮問するという形で今回、条例の提案をさせていただいたところでございます。

期間は令和7年度一年間という期間でございますが、なるべく早めに、早い時期に、スピード感を持って、その審議会を進めていきたいという考えでございますし、そのメンバーにつきましても、今回、条例では15名ということで考えてございます。そこでより、児童の教育環境の充実をまずは第一に考えて、望ましい姿の小学校の在り方をさらに深めていくということ。

それから町民に対しても、より丁寧に、情報というかですね、意見をいただきながら、情報提供しながら進めていきたいというような考えでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 理解しました。

理解はしましたが、この答申書、一応、町長は見られて、今度、町長から委託なさるという説明でありましたが、この答申、町長見まして、どうお感じになりましたでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

経過については、私の１回目の答弁並びにただ今の教育長の答弁のとおりでございますが、実際あの、町役場のほうに、委員長さんと副委員長さんがおこしになりまして、報告書を受け取らせていただきました。

そういった中で、その審議、６回の審議会、在り方検討懇談会だったわけなんですけど、やはり、そういった中であっても、言葉で添えられたのは、最初、統合に反対だという委員もいらっしまったそうです。中には。ですが、実際、学校に足を運ばれて、授業風景を見たり、聞いたり、そうしているうちに考え方が変わったと。改まってその方は、当初はそういう考え方だったんだけど、学校訪問して、授業を見ていたり、いろいろ様々聞く中で、賛成に変わったという人もおられましたという言葉も添えての報告がありました。ので、本当にあの、第一次・第二次の検討懇談会の答申内容の経過を辿っておりますけども、残念ながら児童の減少が著しいという状況によって、あとはそのメンバーの中には学校の先生方も入っていらっしますので、一番その教育委員会が主体となってまとめ、事務局として主体となって会をリードして、委員の方々の意見をまとめた懇談会の今回の報告でありますので、私としては、これは尊重していくべきものだというふうに思っております、そのような考え方で受け取らせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） １番、中野大徳君。

○１番（中野大徳君） 是非ですね、これ、今、大変、統合に向けた、尊重すべきだというご意見をお伺いしましたので、それこそスピード感を持って進めていただきたいなと思っております。

これ、資料付いております。只見町のその令和３年度から令和１２年度までの学生の数見てみますと、やはり、この数ではとても、早めにやるべきだなと、そう感じております。去年、確かに１２・３人の時もありますけども、只見地区で言えば。そこからはもう、常に一桁の出生数であります。これからこの数がですね、Ｖ字回復するとか、はちょっと考え、今の町の現状において考え難いなと思っております。

統合したとしても、これが統合したとしても、小規模校スレスレの学校です。小規模校と言われる決まりがあるみたいですが、これがギリギリですよ。統合しても。まあ一般に、あとはこれ以上増やすには、町を超えとか、そういったことになってくるしかないのかなと。まあ、町立ですから、それはあり得ないとは思ってはおりますが。これだけ人口が減少

してきますと、医療体制も何でもそうですけども、やはり郡を超えたり、して企業もしていくしかないのかなと。こればかりはまあ、政策を打ちながらも、なかなか食い止めることができないのが今の日本の中山間の現状であるなとしみじみと思っております。

私たちの頃はいっぱいおりましたので、やはり、その、少ない中で競いあって、ビリでも3等だと。今の現状、運動会なんかやっても。なかなか、自分達の頃は3等に入賞するのは大変だったように考えてはおりますが、やはり競争力というか、そういった面では、やはり、もう少し、もう少しというか、今の現状では、確かに少人数の良さ、そのメリットもわかりますけども、あまりにもそういった、なんていうんですかね、競争力、もっと大きなことで言えば、生きる力、それから、まあ、今いろんなもの流行ってます。友達から、帰って、放課後みんなで遊ぶようなことがあまりにもこう、見てるとなくて、これで家帰って、一人で何してんだろうな。僕たちの頃はテレビゲームなんかありませんでしたから、そんなのはやる暇もなくて、鬼ごっことか、集まって、川・山に遊び行った記憶しかありませんけども、やはり私は本来、そういったことがやはり、学校の勉強も大事ですけども、そういったものが人間を形成していくんだなというふうに、これは自分のあれですから、どう言われてもこれはしょうがないですが、自分ではそう思っておりますので、これはやはり、町長も尊重してスピード感を持ってということですので、また一年間、審議会。今度、その後は、それで決まれば、今度、(聴き取り不能) 統合まではいろんな道のりも、まだまだ出てくると思います。校舎の問題。それから通学距離の問題。三つが一つになるわけですから二つは余るわけですね。物理的には。今度その使い方、空き校舎の利用が今度はピックアップされてくるんじゃないかなというふうに感じております。

これ、空き校舎のまた、何とか検討会とか、どうのこうのとか、そういったもの、また立ち上げてやらなければならないということなんですか。それとも、これと同時に並行で進めるようなお考えはないでしょうか。そうしないと、まだまだ時間がこれ、かかってしまうと感じておりますが。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 小学校統合に向けてスピード感を持って進めてほしいというご意見だというふうに思います。

まずあの、統合すべきかどうかという最終判断は、この後の小学校改革審議会を経て最終的には町長が判断、決定を下されるものだというふうに思ってますが、それに向けて、これ

はまあ、教育委員会、事務局になりますし、それは勿論、スピード感を持って進めなければならないというふうに考えております。やはりあの、そこでいただいた意見というのは、今度は具体的に、例えば小学校を統合するという方向性が出たのであれば、その方向に向けた基本的な構想を考えなければならないというふうに思っております。その構想を持って、仮称ではありますが、小学校統合準備委員会という委員会を立ち上げて、そこで、本当に様々な検討がされると。例えばあの、一番大切なのは、その小学校を単独の小学校にするのか。今までどおり。それとも、小・中一貫校にするのか。またあの、小・中を一緒にした義務教育学校という形もありますし、あと幼・小・中という形もありますし、どういう形の学校運営、形態がいいのかということも検討しなければなりません。そういった基本的な学校運営スタイルを検討しつつ、教育課程の編成、小・中一貫であれば、今度は中学校の教員が小学校に入るといようなことになりますので、教育課程が全部変わってきます。例えばですが。ですので、それによって、すごくその、ソフト面なんですけど、その教育課程の編成が非常に難しくなってくるんだらうなっていうふうに思われます。そういった具体的な検討。

それからあの、勿論あの、学校へのスクールバスですとか、その他学校施設、それから校歌はどうするんだ。制服はどうするんだ。閉校記念誌はどうするんだ。PTAの組織はどうするんだ。様々な検討しなければならない項目が多方面、多数ありますので、そこに着手することがその後に出てまいりますので、それを経て、ちょっと進めて、話を進めてしまうと申し訳ないですが、その後に学校施設の整備、基本構想、基本計画、設計、施工ということになりますので、まだ具体的にスケジュール等はこれからになりますが、様々な検討が重ねていく必要があるということをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 様々な検討が必要だということは理解します。します。

もう、1 回目から既に10 年。これからまた、それはまあ、わからないということでもいいですかね。例えば、あとまあ、何でも目標を持ってとよく言われることはあるんですが、何年度を目途に統合するんだとか、それもまだ全然、お話できないということでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 想定されるスケジュールは、概ねは立てられますが、それもあの、d 全てあの、予算ですとか、それからあの、教員の人事も含めますが、様々な、その長期的にあの、見ておかなければならない点があって、そこがどう進められるかっていったところが



ありますので、総合的に町の公共施設の在り方も含めて、優先順位であったり、それからこども園のこともありますので、これからの保育所の在り方というの考えなければならないというふうに思いますので、教育委員会、教育施設の公共施設の、やはり優先順位であったり、在り方を検討しながら進めていく必要があるというふうに考えておりますので、今、何年次には開校、見込まれますよというところまではちょっと、お話、説明はできる状況ではございませんのでご理解ください。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） まあ、大変だなと。一言でいえば。それは理解します。が、やはり、町民、父兄、子ども達に、様々あって、これまだ、いつになるかわがんねえと、今の答弁でいえば、そういうふうに伝えるしかないですね。

今、町民、それから小学校の例えば父兄なんかは、やっと統合の方向性が出たと。この前の時点でね。やっと具体的な方向性、やっと出たと。これからまた、今までのように、という、また私達は言われますし、聞かれます。だから、具体的にじゃあ、いつなんだと。もう大人になっちゃいますと。今いる子どもたちは。本当、そのぐらいの話ですよ。まあ、様々、やっぱり、教育関係ですから、いろんなことがあるのはわかってはおりますが、あまりにも、あまりにも、それはいろんな公共施設も絡んできます。それもわかります。わかりますが、公共施設でいえば、いろんなことも今、棚上げになっている状態であります。公共施設はね。昨日の質問もありました。いつまで暫定移転してんだとか。様々な、これから造る道の駅もそうです。全てがもう、全然、棚上げ状態なんですよ。小学校もそうです。これ決まらなと、あれも決まらなと。決まらなと（聴き取り不能）ここは、ここはですね、やはり、もうちょっとなんとかならないかなっていうのが私の本音であります。よっぱ質問して、もう、私もなんかやらされて、やってきましたけども、もう、あと、誰の町長の時代にいったい実現するんだぐらいの話ですよ。これ。まして、僕らはそこに、ほんの短い間、携わらせていただいていますけども。まあ、そういった町民の悲痛な声ですよ。これ。本当に。それは教育長、わかってはいらっしゃると思うんですが、そういう人に、どういうふうに説明したらよろしいでしょうか。私ども聞かれた場合。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 小学校の在り方を検討していく際に、これまでもあの、在り方検討懇談会の中でも、これは賛成の意見ばかりではありませんでした。ですので、やはりあの、

これは町民の中でも同じだというふうに思ってますので、やはり、小学校が何故、統合が必要なのか。統合すると、こういう効果、地域に与えるのはこういうことがある、といったことを一つ一つ丁寧に説明していく必要があるのかなというふうに思います。さらに言えば、子どもたちからも実はあの、アンケート調査をしてまして、この小学校の在り方検討懇談会の。保護者の75パーセント以上が統合を希望するというふうになってます。それから小学校を終えた中学生・高校生においては35パーセントが統合すべきだというような意見もいただいています。やはり、多くの方が、小学校統合と言いつつも、今までの小学校の在り方が、どういうふうにその課題があって、何故、それ残すことができないのかっていう、そういう想いも持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。ので、やはりそこは丁寧に話を伺ったり、こちらで説明をして、十分に納得いただきながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。ですので、それらも含めて、小学校改革審議会の中で具体的に検討し、その中ではスケジュール的なところも示して、具体性を持たせるというようなことになって進めていくのかなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 私、どもとは言いません。私は、教育長ほど口が達者ではありませんので、うまく説明できないですよ。やはり。町民に聞かれても。丁寧にもできませんし。よくわがねえって言うしかないんですよ。今の答弁だと。

で、教育長、これ、中にはね、中にはですよ、このデータ見てもわかるとおり、子どもを産んで、5人、同級生がいます。で、うちの子だけ女の子で、女の子が一人だと。そういう事情で只見を出る人さえいるんですよ。教育環境で。これ、データ見ても、これからはあり得ると思います。女の子一人で可哀そうとか。もう既にそういう人も事実いらっしゃるんです。だから、そんな、のらりくらりのことを、ああ、じゃあ、もう、いつになっか、わがねえがら、ね、今でさえ例えば、小学校、それから中学校はいたとしても、若い親は、娘、若松の高校行くから、そこに一緒に行くんだとか、そういう状況がいっぱいあるじゃないですか。把握していらっしゃると思いますけども。ですから、もう既に、話が出てからもう、今年で約10年経っているんです。これからまた10年かかるような答弁では、やっぱりね、これね、只見の、申し訳ないですけども、教育環境が決して、良いという人もいらっしゃると思いますが、悪いって言う人だって、これ、どんどん増えますよ。私はそういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） その小学校の統合を望むご意見も私どもも伺ってますし、それも尊重しなければならないというふうに考えてございますが、やはり小学校が統合したから全て良いということばかりではないというふうに思うんです。ですので、そののメリットとデメリットをもう少し丁寧にお示ししながら先へ進むということは、統合するにあたって、その必要な過程だというふうに思いますので、そこは丁寧に進めさせていただきたいというふうに思います。すみません。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） わかりました。

丁寧で、回答書のスピード感、わかります。わかりました。

それはもう、これ以上言ってもどうしようもないですから、何が早くなるわけでもないと思うんで。ただ、例えば検討委員会の期間、別に一年かけなくてもいいんじゃないかなと、半年ぐらいで結論出していっても。なんでかんで、月 1 回とか、月 2 回やってもいいと思うし、検討会のメンバーにはご足労かけますけども、そのぐらいのペースでやっても別に、この問題はもうデータも出てるわけですから、そんな急に変わりませんから、現状は。ですから早く、審議会を立ち上げやってもらって、そして次の審議会があるのであれば、その次、どんどん速いペースで移って、別に年度途中だって私は良いと思いますよ。なんでかんで、3 月までにして、そしてまた新しいこの費用弁償の予算として、またやる。今まで見てると、今回もそうでしたし、これからはなんとなくそんな感じがしますけども、補正でも何でも費用弁償の 4・50 万ぐらいは誰も反対しませんよ。どんどんスピード感持ってやってほしいなど、そういうふうに感じております。

それでですね、もう、あれですけども、これ、学校は公共施設です。で、今、昨日の質問にもありました。暫定移転はいつまでだ、とか全て絡んでくると思うんですよ。昨日の質問もありましたよね。駅前。ここに役場建てられるのかと。全て、これ、絡んでくると思うんですよ。この問題が。やはり。だから、私達から見れば何も進まない。実際に進んでない。公共移設の再配置計画だか何だかわかりませんが、この統合の問題が、今度、統合せよという方向性でいくのならば、全てこれ、絡んでくる問題になるので、だから、急ぎ、やっていただかないと、益々、公共施設の、未だ棚上げになってる、この庁舎とか、そういったものも全て絡んでくると思いますので、あえて公共施設に絡んで質問いたしました。

私は、この資料の一番最後にも、今後の方向性ということで答申出てますよね。お読みになっているとは思いますが。空き校舎利用。明和小は公民館にいかがですか。只見小は役場いかがですって、はっきりこれ出ているんですよ。だから、これが全て絡んできて、公共施設に絡んできますので、これは私は、そんなにスケジュールも立たないままに、建てられないまま、このまま進んでいくのはあまりにも、スピード感を持ってとは書いてありますけれども、私はそう感じます。

町長、これで最後の質問にしますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、教育長から答弁、説明が、基本的にはあったとおりでございます。

ただあの、一つ、丁寧に勿論、取り組んでいかなければなりません、丁寧だから時間をかけていいということではないと思ってますので、丁寧にやるけどもスピード感を持って、効率的な、または議論も並行して、様々な課題を、一つ終わったら次にいくという考え方もありますが、内容によっては並行して協議・検討できることもあろうかと思っておりますので、その辺は丁寧に進めるというのは教育長の申し上げたとおりですが、併せまして、時間を効率的に、本当に、委員の方々には本当にご負担をおかけするかもしれませんが、そのような形でスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思ってます。

それから、やはりあの、小学校のことですから教育委員会の範疇ではございますが、この方向が出て、それが具体化の検討が進んでくれば、併せまして、今ほど議員おっしゃったように、様々な公共施設の再配置といいますか、そういったことと当然絡んできますから、いろんな地域から、小学校の、答申通りいってなくなるとなった時には、思い出深いところなくなる寂しさ、無念さとか、そういったそれぞれの地域の方々のお気持ちに寄り添うこととともに、やはりその校舎をどういうふうに使っていくのかということも含めてやっていかないと、地域の振興の面もありますから、やっぱりそれは並行してやっていかなければなりませんし、それはあの、教育委員会だけで対応できるものではありませんから、それは全町を挙げて、また議会の皆様方と逐次、ご協議させていただきながら、その方向性を示させていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、スピード感を持って、丁寧に取り組みながらもスピード感を持ってやるということと、併せまして、これが小学校の統合の在り方が様々な公共施設の再配置に

及んでくるということは私自身も認識しておりますので、そういった議員の考え方をしっかりと受け止めさせていただきまして、努力してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご意見、ご提言のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○1番（中野大徳君） 質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

10番、鈴木好行君の一般質問を許可します。

10番、鈴木好行君。

〔10番 鈴木好行君 登壇〕

○10番（鈴木好行君） それでは通告書に従いまして2点お伺いします。

まずは、先ほどの中の議員と同じような質問でございます。

小学校の統合をどのように考えていらっしゃるのか。

質問の要旨としましては、町は令和7年度より認定こども園をスタートさせます。それにより、認定こども園と中学校は3地区の子どもが一緒になり、小学校だけがそれぞれの地区に通うこととなります。さらに朝日小学校は改築時期が迫っております。年々児童数が減少している現状を考えると、小学校統合と校舎建設は喫緊の課題と考えております。

この現状を踏まえ、以下の点を伺います。

小学校在り方検討会の意見を町としてどう捉えていらっしゃるのか。

2点目、朝日小学校の建て替え時期を10年以内に校舎の更新を目指すとの以前の町長答弁がございましたけれども、時期が遅すぎるとの認識はございませんか。

3番目として、認定こども園で3歳未満児はそれぞれの地区で保育するということの説明がありましたけれども、その際に考えられる問題はございますでしょうか。

それから質問事項の二つ目です。

289号八十里越開通は町内経済の活性化に繋がるか。繋げられるかという意味で質問いたします。

八十里越え開通は、町内に様々な経済効果をもたらすことになると思いますので書いておきましたけれども、ならなければいけないと思います。

現在、計画を進めている駅前複合施設は、衰退する町内経済の活性化に向け、起爆剤とな

らなければならない。

それ以外にも、農産物や民芸品、木工品など多くの分野で新しい挑戦が期待できます。

この機会をどういうふうに捉えていらっしゃるのかを伺います。

一つ目として、駅前複合施設に町民、町内業者が関心を持たない現状をどう考えていらっしゃるのか。

ユネスコエコパークの町に相応しい山の幸や木工品の提供ができるでしょうか。

観光客増に向けた新たな取り組みはございますでしょうか。

以上を伺います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、鈴木好行議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校の統合をどのように考えているかのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の、小学校在り方検討会の意見をどう捉えているか、についてのご質問であります。

第三次只見町立小学校の在り方検討懇談会において提出された意見書では、小学校統合を進める方向で検討する必要があるとの意見が示されており、この提言を重く受け止めております。

統合を含めた小学校の在り方について具体的な検討を進めるにあたり、町民の皆様のご意見を伺いながら、慎重かつ丁寧に進める考えであり、今議会において只見町小学校改革審議会を設置する条例を提案し、教育環境の向上や児童数の減少に伴う教育の質の維持・向上を図る観点から、最善な小学校の在り方を検討してまいります。

2点目の朝日小学校の建て替え時期が遅すぎるとの認識はないかについてのご質問であります。

朝日小学校の校舎更新については、公共施設等総合管理計画では令和3年度の計画改定において10年以内を目標に校舎の更新を目指すこととしております。しかし、公社の更新にあたっては児童数の推移や財政状況を考慮し、また小学校の統合とも関連するため、慎重に進めていく必要があると考えております。

3点目の認定こども園で3歳未満児はそれぞれの地区で保育することの問題についてのご質問であります。

3歳未満児の保育については、送迎距離や地域ごとの特色を活かした保育の提供ができる一方で、3地区での保育の課題として、保育士の確保や保育の質の均一化、運営体制の安定化といった課題が考えられるため、今後、適切な子育て支援体制の整備に努めなければならないと考えております。また、保護者のニーズや地域の実情に応じた柔軟な対応が求められることから、関係機関や保護者と連携を図りながら、円滑な運営ができるよう取り組んでまいります。

次に、国道289号八十里越え開通は町内経済の活性化に繋がるかのご質問にお答えいたします。

八十里越え開通は、町内に様々な経済効果をもたらすことになる。現在、計画を進めている駅前複合施設は、衰退する町内経済の活性化に向け、起爆剤とならなければならない。それ以外にも農産物や民芸品、木工品など多くの分野で新しい挑戦が期待できるとの鈴木議員のご認識であります但し私も同じでございます。

この機会をどのように捉えているかについて項目ごとにお答えいたします。

1点目の駅前複合施設に、町民、町内業者が関心を持たない現状をどう考えるかについてであります。

まず、この計画推進にあたり、商工会を通じて複合施設への参画について町内事業者の意向調査をいたしました但し、残念ながら積極的な動向はございませんでした。これは町内業者の事業継続や事業継承など優先する問題を抱えている現状があることによるものかと思っております。

また、町民の皆様が関心を持たないとのことでございますが、施設の詳細がまだお示しできていないことが要因であると考えます。しかしながら先般実施しました第八次只見町振興計画町民アンケートでは、買い物ができる場所や商業施設、遊べる場所、気軽に薬を買える場所などのご意見もあり、複合施設で目指す機能がございしますので、施設概要がまとまった段階で速やかに公表し、関心を持っていただけるように努めてまいります。

2点目のユネスコエコパークの町に相応しい、山の幸や木工品の提供ができるかについてであります。現在、山の幸や木工品は町内のインフォメーションセンターなどでの販売等を行っておりますので複合施設でも提供は可能と考えます。しかしながら、木工品につきましては生産できる人が限られてきていること、山の幸については震災以降の出荷や接種の制限などで採取する人が少なくなるなど厳しさが増しております。

複合施設では、これまで以上の販売が期待されますので、収入が増えれば継続的に取り組んでいただけることや新たに関心を持って取り組まれる方も出てくるものと期待をしております。また、森林資源の循環モデルの薪エネルギー活用において、間伐材の一部を木工品として利用する検討も行っております。これらを含めて、ユネスコエコパークに相応しい取り組みを町全体で進めてまいります。

3点目の、観光客増に向けた新たな取り組みはあるかについてであります。

これは第一に、只見町の自然のフィールドを活かすことが重要と考えております。その中でモンベルと連携し、トレッキング、サイクリング、パドルスポーツなどルートの創出、ジャパンエコトラックルートマップでのPRを行い、インストラクターの育成などに取り組んでおり、受入れ態勢の整備が進んでおります。

それを活かして誘客に結びつけるために、昨年、只見町観光公社で旅行業取扱免許を取得し、2名の有資格者が着地型観光の提案を行ってまいります。幸い、令和7年度にはプレDCの取り組みも始まり、福島県一丸となって令和8年のDCに向けた取り組みを行いますので、この好機を逃がすことなく観光客増に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それでは再質問をいたします。

昨日からの一般質問で町の医療機関であるとか、駅前の複合施設であるとか、小学校、認定こども園、子育て問題等の質問が多くされております。私の質問も同様となりますけれども、それだけ重要な課題と考えておりますので、一部重複した質問になるかもしれませんがご理解を願いたいと思います。

まずはですね、今般、三次在り方検討懇談会の報告書が出ました。その中で様々なことを報告されて、意見がございました。まず学校と地域の関係について。それから学校の施設について。それから通学について。教育と地域の持続的な発展について。結論として小学校統合を進める必要があるというふうに報告されております。

それで、それを受けまして、先ほど中野議員の答弁にありましたけれども、ただ今、小学校改革審議会条例を設置して、町長諮問で審議していただくという流れの説明をいただきました。

まずこの只見町小学校改革審議会は町長の諮問に応じてとございます。昨日の湯ら里の源泉掘削については、源泉掘削を前提として諮問をするという町長答弁がありました。今回、



この在り方検討懇談会の報告を受けて、統合を前提として、その後の在り方を、姿を諮問するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

諮問するということは町長としての考え方、原案を持ったうえで、それについてご協議いただいて、ご審議いただいて、答申をいただくという流れになりますので、また1回目の答弁でそれを重く、ご提言を重く受け止めておりますというふうに述べさせていただきましたので、議員おっしゃる方向で諮問をしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） この審議会のメンバーですけれども、構成は15名程度というふうに教育長答弁がございました。この審議会の構成員と、在り方検討懇談会の構成員、重複することはありますか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） やはりあの、特に教育関係者、学校関係者については、一部重複する場合もございます。中でもやはりあの、各学校には学校運営協議会という、町民と、それから教育関係者が組織する学校運営協議会がありますので、そこはもう外せないものだというふうに考えておりますので、その辺も含めまして一部重複するところはありますのでご理解ください。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうするとですね、ずっと先ほど、1番議員のほうからもありました、在り方検討懇談会をずっと継続してやってらっしゃる。そうしたらば、この改革審議会の諮問なんですけれども、これはあの、結果を出すのはだいぶ早く結論が出ると思うんですよ。先ほどの答弁を伺っていてですね、本当にあの、俗な言い方でいいますと、イライラしたり、むかついたりしておりました。私としては、今これだけ子どもが少なくなっている現状で、また後程質問いたしますが、認定こども園の施設の在り方、それから小学校の施設の在り方、そうしたものの現状を考えたらうで、この子どもたちへのより良い教育の場を提供するという意味においては待ったなしの政策だと私は考えております。ですからあの、幼・保・小統合による教育になるのか。そうでない、バラバラにするのかというのも、まだあの、決定していないというふうなお話でございましたけれども、私はそれはもう、町長の単独の

考えでも何でもいいから決定すべきだと思います。今、朝日の保育所と、朝日の小学校と、両方ともその施設に対して問題があるのならば、一緒に考えて合同で建てて、それで認定こども園と小学校、同じところで学ばせたら良いんじゃないかと思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私のほうからお答えいたします。

教育委員会が事務局として在り方検討懇談会、本当にあの、6回に亘りまして慎重にご審議いただいて、この度そのご報告をいただいたところでございます。

特にやっぱり一番は、子どもたち、児童の教育効果、教育のための環境、ですから、まずはその、教育委員会としては教育、子どもたちの健やかな成長、学力向上等々の多角的な面から慎重に審議された方向だと思っておりますので、まずそれをいただいた。それを尊重して、今度、町長のほうに移ってきましたので、私のほうからそれを基本とした諮問をさせていただくということを先ほど申し上げました。

あと今後は、やはりあの、財政事情は当然付いて回りますし、あとはあの、じゃあ、ほかの学校の、その後の利活用はどうするんだという話も付いてまわりますので、そこまではやはり教育委員会の範疇としてはなかなか審議に付して意見交換するのは難しい立場もあったということはまずもってご理解をいただきたいと思います。

いよいよ、その辺も含めまして、先ほど1番議員からも、公共施設の再配置にも関わってくるのではないかと、まさにそのとおりでございますので、そういったところは町長のほうから様々諮問させていただくことが今回かないますので、そういったこと含めて諮問させていただきたいなというふうに思っております。

併せまして、やはりあの、時間を、丁寧にやっていかなければなりません、やはりスピード感を持ってやっていくということも併せて心掛けていかなければならないというふうに思っております。

あとはその幼・小・中になるか、幼・小になるか、小・中になるか、その辺のところは教育的な専門的な知見が必要とされますので、そういった方々の知見、ご意見を賜りながら、より良い方向性を見出させていただければなというふうに斯様に考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番(鈴木好行君) 中央教育審議会の初等中等教育分科会というところの資料ですね、幼・保・小の共同による架け橋期の教育の充実という資料がございまして、これは幼・保・小の一体型の連携に向けた取り組みが必要であるというふうに謳っていらっしゃいます。中身は詳しくはあれですけども、そういった資料等もございまして、今やはり、少子化、この学校も少子化になっていた場合にですね、幼・保・小、中学校、18歳ぐらいまでかな、0歳から18歳まで連携した取り組みが必要ですみたいな文献を見つけました。それは、結局、そこには教員の問題であるとか、先ほど町長がおっしゃいました、いろんな様々な問題があると考えますけれども、こういった小規模な地域においては、やっぱりそれも検討する課題かなというふうに感じておりますので、是非、お互い勉強して、その辺のところを進めていってほしいと思います。

それからですね、現在の施設、朝日小学校、それから朝日保育所。これから認定こども園としてスタートさせるにあたって、施設として十分であるというふうにお考えでしょうか。

○議長(佐藤孝義君) 教育長、渡部公三君。

○教育長(渡部公三君) まずあの、小学校の在り方で、今後の考え方、進め方なんですが、議員おっしゃるとおり、幼・小・中、さらには高校まで連携した取り組みっていうのは、昨日の一般質問でもお話したように、E S Dはもう、そういった取り組みを連携して取り組んでございます。ただ、学校の運営のスタイルとしてどういう形になるのかということですが、おかげさまでこの4月には認定こども園が開園しまして、そこでは幼児教育を、これまでも教育はなかったわけではないんですが、さらに幼児教育を力を入れる。これは県の方針にも沿った形です。ですので、幼児教育をこども園で力を入れながら、しっかり、就学前の生きる力をつけて、そして小学校へスムーズに接続するという形からすると、幼・小の連携というのは大変あの、今後、やりやすい、このこども園の開園によって、そういったことはやりやすい環境になるのかなというふうに考えております。

またあの、中学校についてもやはり、小学校で三つ、そして中学校で一つになりますと、これまでもそうだったんですが、中学校のそのギャップというものがあって、非常にそこで不登校や、なかなかその、学校に行けない、馴染めないという生徒も増えてきておりますので、そういった面からして、やはり小学校と中学校の連携も重要かなというふうに考えてございますので、やはりその辺も改革審議会の中で専門家の意見をいただきながら、その在り方を検討していきたいなというふうに考えてございます。

それから、保育所とその学校の施設についてでございますが、いずれもあの、昭和40年代に保育所は建設、40年から50年にかけて建設されたもので、そしてあの、定員素も60名という、各保育所の定員数になってございます。そういった中で今回、一箇所にこども園が集まって80名の定員にして進めるということで、やはり手狭な状況でありますし、老朽化もあります。ですので、これは保護者からも事あるごとに要望受けておりますが、早くこども園を、新しいこども園を整備してほしいという強い意見もありますので、これは私としては重く受け止めて、こども園の整備については進めていきたいなというふうに考えてございますし、小学校につきましても、これから、どこに統合するのかによりますが、学校施設については朝日小学校は、町長答弁にあったように公共施設の再配置計画によって10年以内、10年以内に改築を、整備するということもありますので、それと小学校統合の在り方がどう関連付けられていくのかということによっても違ってくとは思いますが、いずれにしても現在の朝日小学校の状況、現在の状況はあのままでは決して良くないというふうに考えてございますので、整備について今後検討していきたいなというふうに考えます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それであればですね、町長、スピーディーにというふうな答弁がございました。本当に急いでやっていただきたいなと思います。

それから、先ほどあの、1番議員の答弁の中に、教育長は、町民に対しての説明、丁寧な説明が必要ですよ。今後、丁寧な説明が必要ですよというお話がございました。ずっとあの、この件については考えていらしたわけで、今回、第三次の報告書が出たという形で、今の段階でも説明はできるんじゃないでしょうか。今はこうなってます。検討会の報告はこういうふうな意見があがってきました。今後、審議会を招集して今後の動きはこういうふうになってまいります。そうした、結果が出てからの説明ではなくて、私は経過説明で良いんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） まずあの、小学校の在り方検討懇談会のご意見は、繰り返しになりますが、教育委員会がその意見を求めて、そしてその意見書をいただいたものを町長が受けて、それを受けてその、さらに審議会に諮るということですので、その一つの経過として在り方検討懇談会の在り方が示されたのかなというふうに思いますので、これについては、できれば早く、来月号にでも広報だみ等でお知らせをして、町民の方にはその方向性はお伝

えしていきたいな。その中で今後の進め方も併せて丁寧な説明を、また意見をいただくという場も設定していくということを併せてお伝えして進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 先ほどあの、1番議員のほうからもありました、どういうふうに町民に聞かれた時に答えていいかわがんねえと、いうふうなお話がありました。私も本当に同感で、全然あの、報告会の内容はわかっているけれども、それを受けて町がどういうふうに今後するのかっていうのは今質問して初めてわかりました。ですから、そういったことを町民は私は求めていると思うんですよ。十分な関心事だと思っております。ですから、その辺のところの説明は細かくきちんと丁寧に、迅速に、迅速にを一つ付け加えてお願いしておきたいと思います。

それから今回の認定こども園の改革に関してなんですけれども、この認定こども園にしたというのは、大義名分は子どものためというふうになっておりますけれども、私は本当に子どものための改革だったのかなというふうに感じております。それはあの、ソフト面でも、ハード面でも、十分にあの、審議されないまま、保育士の人数の関係、それから未満児を受け入れるようにしたことからの対応策が優先して、大人の都合だけで認定こども園、スタートしちゃったんじゃないのかなというふうに考えております。ですから、その辺のところですね、これからソフト面・ハード面、充実されなければならないと思いますけれども、本当にあの、子どものための保育園、こども園であってほしいと思います。そのためには設備の充実であったり、保育環境の整備であったりというのは急がなければならないと思うので、その辺のところも迅速にお願いしたいと思います。

一つ伺います。現在、只見町の未就学児、何人いらっしゃいますか。ご存じの方。年代別に、できればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○10番（鈴木好行君） 子どもの数ですよ。入所希望者でなくて。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 現在の、私のほうでつかんでいる人数としましては、未就学児の人数は92人というふうに把握をしてございます。大変申し訳ございませんけれども、年代ごとのというか、年齢ごとの分はちょっと私のほうではつかんでお

りませんでしたので、全体としては92人ということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 令和7年度、入所希望者は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、令和7年度の入所児童は88名となっております。

○10番（鈴木好行君） 年代はわかりますか。

○教育次長（吉津なおみ君） 令和7年4月1日現在でよろしいでしょうか。

○10番（鈴木好行君） はい。

○教育次長（吉津なおみ君） でいきますと、0歳児が、4月1日時点での0歳児でもよろしいでしょうか。

○10番（鈴木好行君） はい。

○教育次長（吉津なおみ君） でいきますと、7人ですね。1歳児。4月1日時点での1歳児が9名ですね。2歳児が17名。3歳児が14名。4歳児が19名。5歳児が22名。合計88名になるかと思います。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） この中で、やっぱり、ずっと年々、子どもの数って減少していつているのがわかりますけれども、答弁の中で、今後の児童数の推移や、という形でお話になりましたけれども、この子らが、例えば、6年・7年かかるとすれば、この子らはもう小学校に上がってしまう年代になって、それでこれから生まれてくる子どもたちのためのこども園になろうかなというふうに感じております。ですからそうした場合にですね、本当にその児童数の推移というものは推測するしか、今度はありませんよね。現状ではなくなって。小学校も当然です。小学校はこの子らの数を年代足してみればわかるような話になりますけれども。ですから、こうした中で、こうした数字を目の当たりにしてみて、本当に子育て環境の充実性を感じられないのかなというふうに私は感じるんですよ。子どもたちをこれから多くしましょう、多くしましょうと言いながら、年々こうやって、実際には減っていったる現状をどう解決するかっていうことは喫緊の課題であると私は考えます。ですから、この辺のところ、本当に、本気で考えてはいらっしゃると思いますけれども、本当に緊急の課題として考えていていただきたいなと思います。あえてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私もあの、鈴木議員と考えは一緒です。今、子どもたちが置かれている、保育環境であったり、幼児教育の環境、そしてあの、運営体制もそうですが、やはりこれからの、子どもを産んで育てる保護者になる方々が、ああいう環境であれば子どもを産んで育てたい。育てられるなっていうような環境にしていく必要が私もあるのかなというふうに思います。

ですので、それに今十分な施設であったり、運営体制ではないかもしれませんが、これをさらに魅力ある施設や運営体制に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ただそれは、様々な条件がありますので、いつまでにということは申し上げられませんが、私も同じ考えでありますのでご理解ください。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それからあの、認定こども園に関してですけれども、未満児の説明なんですけれども、今回、入所希望者の中で未満児はそれぞれの、只見と明和の場合ですね、只見と明和の未満児はそれぞれの保育所で預かりますという、私は説明を受けていたんですけれども、それ、伺ったところによりますと、明和の保育所に行く未満児は全員が朝日に通園希望だというお話を伺いましたけれども、その辺のところ。あと、只見の子どもたちも、朝日への通園を希望すれば、朝日でも受け入れられるのかということを伺いますけれども。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） この4月からの認定こども園の運営の方向ですが、これまで未満児については只見と明和に保育所として置く。その方針は変わっているものではございませんが、その児童数の在り方と、それから保護者のご意見、要望等に照らして、この4月から、明和の未満児が5名しかいません。5名しかおらない中で、やはり集団的な保育教育であったり、交流活動の制限だったりということからすると、保護者も、できればこども園に通わせたいというご意見をいただいております。そしてあの、保育士の体制も、未満児は未満児、少ない、年令が少なければ少ないほど、例えば1歳児であれば5人に対して保育士が一人必要だ。年長組になると25人に対して一人で大丈夫だということになりますと、保育士の充てる、そういった体制。それから均一の保育の仕方。様々な課題であったり検討しなければならないことがありまして、総合的に判断しまして、今のこども園は定員80名です。その中で明和の方を5名を入れたとしても76名なので、定員の中で運営できるという見通しな

ので、それぞれ要望を受けて、明和については4月から、日中はこども園で、合同で受け入れましょうという方針を先週決定して、各保護者説明会でお伝えしたところでございます。只見の未満児については12名ですか、未満児12名残りますので、これにつきましては只見の保護者も、明和がそういうことであれば只見もこども園に通わせたいというご意見もいただいておりますので、それについては今後の定員の状況であります、その中で、その推移を見て、令和8年度には受入れる可能性が出てくるなということで保護者会の時には説明をさせていただいておりますので、今後、定員、それから保育士の配置等々鑑みまして、2・3年後には一つになる方向性で、いくことが、可能性が出てきておりますので、そのような方向で今考えているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私が先ほど、ソフト面・ハード面でも大変未熟であるというふうなお話をさせていただきましたが、まさにそういうところが、もう、すぐ入園になりますよ。来月には。そうしたところが今になってきてまた、そういった問題が出てきているというのは非常にあの、お粗末な展開であるのかなというふうに感じております。これには答弁いりません。

それから時間ありませんので、今度は駅前複合施設の考え方についてお伺いしたいと思います。

駅前施設で結局ですね、町内の業者があまり、参加希望者がいらっしやらないという答弁をお伺いしましたが、私はこれ、ごく当然なのかなというふうに認識しております。というのはですね、町内で店舗を構えていらっしやる方が、駅前の複合施設にもう1店舗出すというところにメリットがあるのかなと。自分で、1号店・2号店というお話をすると変かもしれませんが、一つ構えていて、同じ商品を、さほど離れていないところにもう一箇所出して、そこにまた新たに人員を配置して商品売るためのメリットがあるのかなというふうに感じています。

ですから、この答弁書の中にですね、町民アンケートで買い物ができる場所が必要ですよという町民アンケートがありましたけれども、買い物ができる場所がない地区からの要望だと思えますよ。ですから、幸い、この駅前複合施設ができる場所と、造ろうとしている場所というのは、幸い、普段の日用品であるとかの買い物ができる地区であると私は考えています。ですから、この町民アンケートの中で、買い物ができる場所。この買い物の品目によ



と思うんです。只見町で揃わないものを買求めに行く町民は数多く見受けられます。ですから、この町民ニーズにちゃんと合ったマーケティングができているのかどうかということが非常に心配しております。

それから、現在、駅前でインフォメーションセンターを含めまして店舗営業されていらっしゃるけれども、それらの営業成績をちゃんとブラッシュアップされて、それでこの売上のシミュレーションがなされているのかどうかを伺います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず駅前の複合施設、機能ということでお話をさせていただいて、基本計画、構想のほうにも載せさせていただいております。

その中で買い物というところで、日用品や、特に食料品、医薬品というようなところの部分、それから飲食といったところで事業者のほうを商工会通じてアンケートをさせていただきました。そういった結果についてはご報告をさせていただきましたので、やはりあの、そういった部分で非常にあの、難しい、なかなか買い揃えないものというところが望んでいるというところはあるのかなというところでありまして、マーケティングの部分に関してはそういったところの要望があると。これから先、只見町で買い物がなかなか不便になっている現状を踏まえた中でのアンケートだったというところで、施設のほうでそういった部分を検討したいということでアンケートをさせていただいております。

併せまして、2点目でございますが、シミュレーションの代用につきましては、利用者の数から一日の平均売上というところを、一日の平均売上はこの近隣の道の駅を参考にさせていただいて、その中で売上として試算をさせていただいております。今のインフォメーションセンターの売上等も勿論、参考にはさせていただいておりますが、直接そのシミュレーションとして、結果として、売上数字というのはそういったベースを基に示させていただいたこととなっておりますので、そのようなことでご了承いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私はその現在のインフォメーションセンターでの売上でありますとか、アンテナショップという言い方をしてよろしいのかどうかはわかりませんが、駅前で店を出していらっしゃる方々の売上が現在どのぐらいの、町内への入流者があって、289開

通後はどのぐらいの人数がある。そしたらば、これだけ増えるよねといった形のシミュレーションなども大切なのかなというふうに思っています。ただ単に、交通量とそこを通過する人数だけによるシミュレーションは、昨日、菅家議員のお話にもありましたけれども、非常に危ない、危ういものがあるなというふうに感じております。

それからあの、観光客向けの商品についてでございますけれども、私は観光客が只見町に来て求めるものは只見らしいもの。現在、只見に商品がありますけれども、そうでなくて、本来の、ここで、後から質問しましたが、山の幸、ゼンマイであるとか、ワラビであるとか、木工品であるとか、あとはつる細工であるとか、そういったものを求めにいらっしゃるんじゃないかなというふうに感じております。ですが、現状としては、今、答弁にもありましたがとおり、ゼンマイやワラビ等、放射能の影響とか、コロナの影響もあつたにしても、まずは採る人がいなくなった。山に行けば、まだ生えている。ゼンマイにいたっては先代の人が畑に植えたものすら、採れないで困っている。という現状、実状かと申しますと、ゼンマイを折っても、その後、茹でて揉むという手間がございます。茹でる人、揉む人がいないから、ゼンマイあっても折らないんだという人が多いです。ですから、前にも一般質問でしましたが、私はゼンマイを頼まれて求める時に、本当にあの、予約でいっぱいの方に無理を言ってお願ひして、只見町民がゼンマイを買えない状況にあるんですよ。今。もう予約でいっぱいで。ですから、そうしたものを非常に、山に眠らせておくのはもったいないなという観点から質問いたします。

ですから、そうした中で、そういった現状があるならば、シルバー人材センターとか、今、実際、年金で生活していらっしゃる方々、過去にゼンマイを揉んだ経験のある方々の実収入を上げるためにも、そういった制度、制度と言っているのかわかりませんが、そういった仕組みを町として考えていただきたいなと思いますけれども、そういう考えございませんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長。

○町長（渡部勇夫君） 本当にあの、昔はゼンマイは、私の家でも親が泊山に行っていましたし、普通にありました。あと食卓にもふんだんに出てきましたし、それで生活の糧にもしていましたが、本当に今、山に行く人がいない。行っても茹でたり揉んだりして、商品化できるところまでなかなかもっていけないということ、議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

また併せまして、観光客が来られれば、只見らしいものを求められるというのもよく承知しておりますし、まったくこれまた議員おっしゃるとおりだと思います。

今、ちょっと申し上げれば、例えば、話、脱線したように思われるかもしれませんが、脱線するつもりありませんが、例えば介護の問題は家庭で奥さんとかお嫁さんが家庭介護してたのが介護保険できて社会で支えることになった。今度、駅前のこともそうですが、商業は商店、事業主が頑張っていらっしゃったのが、なかなか難しくなって、それも買い物できる場所、で商業にも行政が関与してくるというふうに変わって、今度、産業につきましても、やはり同じように、構図としては、テーマは違いますが、やはり人口減少とか、担い手とか、様々な理由から構図が変わってきていると思うので、やはり、そこに何らかの行政のアクションが必要な時代になっていると思います。ただ、今までの考え方をずっと引きずって来ると、なんでそこまでやるんだという一方の意見もあるかと思いますので、その辺のところはご理解をいただきながら、議員おっしゃる方向で、それがシルバー人材センターを介してか、また体験型で、揉むところから入ってもらうとか、いろんなメニューは、そういった企画とか、そういったことはやっぱり行政がこれからは関与していかなければならない範疇になりつつあるなというふうに思っておりますので、一挙にここで、どういうふうに、いつからやるということは申し上げられませんが、従来がそれぞれ、個々人であったり、商店、事業主ができていたことが、様々なものができなくなっているというのが今の実情ですし、社会の変化だと思いますので、その辺はご意見を踏まえまして、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非お願いしたいと思います。

それから、只見町は今年も雪が多いですけれども、非常に雪が多くて、冬に売る産品が少ないかなというふうに品ぞろえの面では考えておりますけれども、是非そうした取り組みをされてですね、それを、せっかくあの、六次化するためにですね、せっかくのあれが、なんだっけな、それがあるわけですから、そこをいっぱい利用していただいてですね、特産を、特産が出てきませんでした。只見特産等を利用していただいてですね、春採れたものを冬まで売れるとか、そういった取り組みも是非していただきたいなと。

あと併せて、せっかくですので、原木切っていらっしゃるので、それは放射能検査等必要になりますけれども、キノコの栽培等も是非、町民に対して推進していただければ、

山菜、それからキノコに関しての供給はある程度賄えるのかなというふうに思います。そうすれば、只見町を代表する産品は何ですかと言われた時に、山菜です、キノコですって胸を張って言えるような形になると思いますので、是非あの、ユネスコエコパークの町として、山菜は提供できません、キノコは誰も作っておりません、ほかに行って買ってくださいという現状からの脱却を目指していただきたいなというふうに感じております。

それから、時間がありませんので、もう一つ、これ、言っておきたいのは、現在、イノシシ、シカ、駆除しております。イノシシ、シカはご存じのとおり、放射能汚染の問題があつて、食肉用には許可されておられません。が、しかし、県内ではありませんけれども、地区によっては食肉加工処理施設をしっかりと設けて、全頭検査を条件にジビエ料理を提供されているところがございます。ですから、そうしたことで、私はあの、これほど毎年、多く、イノシシ、それからシカ、それが獲れているのに、実際はこれ、自家消費が主だと認識していますけれども、そうした中で、自家消費ばかりでなくて、これ、人にあげて、人に食べさせている事例もあるわけなんです。販売ではなくて。販売すると犯罪になりますから、差し上げてやっているという、食べているという実態があります。そこで私が心配なのは、その衛生面の問題なんです。是非あの、これ、将来のジビエ料理への展開も含めて、食肉の処理加工施設の整備が必要なんではないのかなというふうに感じておりますけれども、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 鳥獣、イノシシ等のジビエの関係でお問い合わせがございましたけれども、議員お話あつた中で、自家消費も摂取制限の最中であります。出荷制限も勿論そうですけれども、摂取も制限があるということでご理解をまずいただきたいと思います。

そのうえで、議員お話があつたとおり、様々な放射能の関係のものについて解消ができれば、町内に食肉加工施設が必要になります。ただあの、全国的に様々、様々といっても、そう多くありませんけれども、その獣種に限った許可というものになっておりますので、なかなかあの、採算が合っているというようなところはなかなかないんですけれども、議員おっしゃつたとおり、そのジビエ等々での地域おこしであつたり、地域振興というのは非常に重要だということは間違いございませんので、加工施設の検討等々までは全然いっておりませんけれども、そういった面の検討といいますか、研究というものは続けてまいりたいという考えでおります。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、只見の特産には、現在は無理は承知しております。将来的な検討も含めて、あとは放射能の濃度等の関係も含めて、将来見通した形での検討を今後していただきたいと思います。

それからあの、残り時間もありませんので。先ほどの中野議員の質問にもありました。小学校の統合問題。それから、駅前の複合施設の問題。それから役場庁舎の問題。湯ら里の問題。それから歳時記会館。それからレイクビューの今後の在り方の問題。そうしたものを、総合的に私は考えていかなければならないのかなというふうに感じております。

菅家議員のほうからの質問で、駅前複合施設に子育て広場はいらないよと。それはあの、新しくできるであろう小学校とか、認定こども園に併合して、併設して造ればいいんじゃないかな、いい話だけですよという話がありました。私はそういった答弁を町長が本来ならばすべきではないのかなと思います。私はあの、その、例えばですね、例えば、小学校統合します。そうすると、先ほどのお話にも出ましたけれども、只見小学校と明和小学校が空いてきます。それから役場庁舎も必要となります。そうなればこの暫定移転の町下庁舎は必要でなくなりますというふうな話の中で、実は小学校の空き地には私は将来、役場を考えているんだよとか、例えばですよ、そうした総合的な、この町がどうなるかというのを、私達に見せてほしい、示してほしい。ですから今、第八次振興計画の策定時期であります。将来、10年後、只見町がどういった姿になるのかをお示ししていただきたいと思います。

最後に町長答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではお答えいたします。

本当にあの、本日、小学校の統合の問題。それから認定こども園。そして、八十里越えの開通を見据えた町内の経済の活性化ということで駅前の施設整備、縷々、お話、ご提言いただきました。

そういった議論を深めていくと、その小学校の統合を進めていけば、残る校舎の活用はどうしていくのか、とか、駅前の複合施設も、子どものそういった交流の場は認定こども園とか小学校のほうに求められるんでないかとか、役場庁舎の問題は、そういったことを町長としてはっきり意思表示してほしいということだというふうに改めて認識しております。

私としては様々なご意見を聞きながら、その意思表示はしかるべき時にしていきたいとい

うふうに考えております。それも勿論、そう時間はかけてはいられません。そのために今まで在り方検討懇談会の報告をいただいたり、医療・介護・福祉の検討会の報告をいただいたり、様々な識者の方や町民の方々の声を聞かせていただいて、それを尊重したうえで、そういった意志表示をさせていただきたいというふうに思っております。それが時間がかかりすぎであるとか、町長の姿勢が見えないとか、そういったご意見にもつながっているのかなということは承知しつつも、また反省しつつも、しかるべき、いずれにしましても年内の遅くない時に、その方向性は、小学校でいえば審議会の答申また出てくると思いますから、含めまして、その辺の意思表示は、全て関連してきますので、意思表示をしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、ご意見をしっかり受け止めて取り組んでまいりたいと思います。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 質問時間 60 分になりました。

これで、10 番、鈴木好行君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

開始予定時間は 1 時 15 分といたします。

すみません。

開始時間は 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 12 時 58 分

○議長（佐藤孝義君） 全員お揃いのようなので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

8 番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8 番、山岸国夫君。

〔8 番 山岸国夫君 登壇〕

○8 番（山岸国夫君） 8 番、山岸です。

一般質問、通告に基づいて質問を行います。

1 点目は、災害時に孤立する恐れのある集落対策は何かということです。

質問の要旨は、災害時に孤立する恐れのある集落数が県の調査で 32 市町村に 254 箇所あることがわかりました。県は備蓄物資の充実や孤立時のドローンによる支援計画などを策定し、孤立集落対策を強化する方向であります。県が 5 日、2 月 5 日、調査結果を公表しました。この調査で、只見町内の孤立する可能性のある集落は 16 箇所としています。県は新年度から現地調査に入るとしているが、只見町内の 16 箇所の集落名と只見町の対応を伺います。また、町が災害時の食料などの非常用物資の備蓄で令和 7 年度に賞味期限が切れるものがあります。これまでの対応で廃棄処分とされているものがありましたけれども、有効活用を図ることを求めます。

二つ目、鳥獣被害対策を。

鳥獣被害対策についての対応で、近年増加しているイノシシによる被害が拡大している状況を未然に防止するための対応策を求めます。

以上、二つであります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8 番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の災害時に孤立する恐れのある集落対策についてです。

福島県が公表した調査結果ですが、これは福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査として令和 6 年 3 月 28 日付で県が県内市町村に依頼し実施したものです。

調査は、令和 6 年能登半島自陣で石川県において多数の孤立集落が発生したことを踏まえ、福島県における自然災害による孤立集落対策の検討のため実施されたものです。

本町においては、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害を踏まえ、調査における孤立の定義等により孤立する恐れのある集落を抽出いたしました。

本町は急峻な山峡に河川が流れる地形で、河川に沿うように道路が整備され、災害による道路、橋梁等が損壊した場合、自動車の往来ができなくなることが想定されます。このことは平成 23 年の豪雨災害で経験していますので、河川改修や治山事業等での対応について要望を継続しております。

16 箇所の集落名は、塩沢、十島、寄岩、蒲生、八木沢、叶津、入叶津、黒沢、小川、荒島、熊倉、亀岡、黒谷入、布沢、坂田及び塩ノ岐です。

災害時の町の対応といたしましては、まずは生命・安全の確保を図り、生活の安定、回復、再建となるよう取り組んでまいります。

非常用物資につきましては、町で備蓄品台帳を整備し、配備先、数量、賞味期限等を管理しております。賞味期限が切れるものについては町や集落での防災訓練等での利用により有効活用してまいります。

2点目の鳥獣被害対策についてでございます。

イノシシなどの被害防止対策は、侵入防止のための電気柵の設置と、人と野生動物の生活圏を明確に区別する緩衝帯整備が有効であると言われており、その支援制度を整備するとともに、出没情報が寄せられた際には有害鳥獣捕獲隊に連絡し、ワナ設置等捕獲を依頼しているところでもあります。

町においては、令和2年度にイノシシなどの野生動物からの被害防止のため、集落ぐるみで実施される電気柵の設置費用に対して、上限額70万円を全額補助するなど支援を拡充しているところであり、個人で実施される場合においても上限10万円補助率3分の2の支援を行っているところでもあります。

また、緩衝帯整備については、集落において県の里山林整備事業補助金を活用し、森林内での緩衝帯整備を実施され、被害防止に努められております。

しかしながら、浅雪等の影響などから、町民の皆様からの被害拡大の声を受けまして、町としては森林に加え森林以外の藪の刈り払いなど、野生動物の住処をなくす緩衝帯整備も有効であることから、令和6年度から集落が実施する緩衝帯整備に対し、1ヘクタール40万円を限度に補助対象とし、さらなる支援拡充を図ったところでもあります。

鳥獣被害防止には根気と多くの労力を要します。また、電気柵の設置は、設置後も草刈り等の管理が必要となるため、農家だけではなく、集落の協力が必要であります。高齢化や人口減少が進む集落にあっては、今後こうした共同作業が困難となるケースも増加し、農家の負担が大きくなることが懸念されます。

町としましても、集落や農家に状況をお聞きしながら実態の把握に努め、今後に対応策を講じてまいりたいと考えますのでご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどのあの、災害時に孤立する恐れのある集落対策について、まず再質問をしたいと思います。



福島県は、新年度から、これからになると思いますが、現地調査に入るといふふうに新聞報道ではされてます。新年度だとまだ、4月からですから、まだ先の話になるわけですが、この現地調査については県のほうから町へは何か連絡は入ってきてるのかどうか、まず最初に伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 県からの調査に関する連絡というのは今のところはございません。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、これからというふうになると思います。

16箇所、只見町内であるということで、この地名見ても、国道252号線沿い、それから県道沿いがほとんどの集落入っていて、そういう点では全町的にかなりこう、大変な地域になっているというふうに思います。

そういう点で、この、住民が安心して住める対応をとりたいということでありますけれども、ちなみに、いわゆる備蓄の食糧、これは確保の基準というのはあるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 備蓄の基準ということでございますけれども、今回あの、令和6年度に備蓄品を町で揃えました。そうした時に、内閣府の大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドラインとか、いろいろ参考にさせていただきまして、三日分の備蓄をしてございます。を念頭に揃えてございます。三日分の、ではどういう三日分かといいますと、町で一番、近年で災害のありました平成23年の新潟・福島豪雨災害、その時の避難者ですか、避難者の数をベースに三日分の備蓄品の計算をしまして揃えているという状況でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、23年の避難者基準ということで、これは、まあ、それぞれ今の公民館あるいは当時は小学校の体育館も含めてあったと思うんですが、そのほかに、それぞれの集会所の某避難所開設になってたと思います。そういう点ではこの集会所の避難者の数というのもそれぞれについてきちっと掌握されていなかったかどうか伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 避難者の数ですね、今、初日、初日といいますか、23年の

豪雨災での初日の避難者が361人。それで二日目が147人。三日目が143人ということでしたので、それに合わせまして、今の人口、その当時、4,990人でございましたけれども、今の人口の率で計算しまして、今想定しているのは初日、一日288人になるのではないかなと。で、二日目は126人ということで、288人分のものを備蓄品の目安として今整備をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ちなみに、これ、それぞれの公民館と、それぞれ集会所によって差はあったというふうに思います。

この備蓄計画は、今進められている備蓄計画というのは、その辺の偏差値というか、言い方ちょっとおかしいですが、当時のその避難した人数あるいはその、場所によってそれぞれ違うと思うんですけれども、そういうことも考慮して現在は大体進めていらっしゃるんですか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今の備蓄の考え方でございますけれども、まずあの、3公民館、そちらを起点にいたしまして、例えばですね、そちらのほうを起点いたしまして、3公民館にまず配備する。そして、あとは各集落の集会所への配備ということで、配備を今しております。数量については、それぞれあの、各集会施設、集落の集会施設で規模もございいますから、そちらのほう、要望等も聞きながらの配備というふうになってございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私の聞き方が下手なんで、そう配慮したうえで回答お願いしたいと思いますが、例えば、この孤立集落に該当してない地域の集会所と、例えば私の住んでいる黒谷の沖だとか、そういうところと、例えば布沢とか坂田の集会所だとか、そういう孤立集落に指定される、指定の集会所と、ではその備蓄の内容なんかは、今違って対応しているのか、大体、同じような状況で対応しているのか、その辺についてもお答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 災害、23年災、念頭に置いた備蓄の数ではございますけれども、実はあの、どのような規模の災害が起きるかわからないということもございいますので、ほぼ各集会施設には、同じような配備ということでさせていただいてございます。ちなみに、黒谷の沖ですと、水が5箱、5箱ということは1ダースの5箱だと思います。そしてあと、

食料、そしてアルファ米というところで配備をしています。

○議長（佐藤孝義君） 8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） いや、私が聞いたのは、確かにあの、うちのほうも、これ、確認、見  
てますけれども、集会所のその置かれている中身、実際、その貯蔵されている中身の水だけ  
見ても、これで足りるのかなというような思いで見ました。

それで、要するに、今、例に出したのは、自分の住んでいるところが一番手っ取り早いん  
で言いましたけれども、そうじゃない、いわゆる孤立集落になるところも同じような基準の、  
大体、備蓄量になるのか。そういうところは、災害が起きれば孤立になるわけですから、そ  
ういう点では通常のところよりも、プラスして多めに配備をしているのか。そこを伺ってお  
ります。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 基本的な考え方といいますか、まず初期の食糧、水というこ  
とになると思います。それでまあ、先ほども申し上げましたけれども、三つの公民館、身近  
な公民館ございます。そちらのほうにもストックを、各集会所にも多くストックをさせてい  
ただいております。そしてまた、本部のほうにもストックをしていますので、そちらのほう  
での対応を循環的にできるように、ピストンのようにできるようにしていきたいと思います。

また、ある一つの集落の、周辺の集落、被災してなければ、そこからの支援ということも  
考えられるかなと思いますので、災害の状況によりまして対応していきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） これはあの、県と町と協力して、こういう災害対策、対応は図って  
いくということなんですが、この備蓄品についても、これはかなり県のあれですか、補助とい  
うのはあるんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今回、整備をいたしました、約150万ほどで、超えてござ  
いますけれども、そういったもので補助というのはございませんでした。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） それであの、当然、災害時に孤立になれば、孤立になったところとの  
防災本部との連絡だとか含めて、一時、いろいろ、無線機の配置だとか、様々置かれてきま  
したけど、今はそこの体制というのはどんなふうになってますか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 各集会所に防災行政無線を配備してございます。それでまあ、今年の秋、11月28日ですか、11月28日に各公民館と各集会所と、その無線を実際、連絡をとる訓練をしてございます。また、その際には本部のほうにも連絡をするということで、そういう訓練を実施いたしました。そうしましたところ、是非、集落のほうでまた訓練を次年度も行いたいというような要望がございましたので、継続して行っていければというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 11月28日にその訓練を行ったと。そこでは何らの支障もなく、有効に活用されているという理解でよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 正直に申し上げますと、操作の仕方がわからない方、要するに、引継ぎがずっと、何年もあったものですから、そういったことで操作わからない方いらっしゃいましたけれども、その際、訓練していただいてできるようになった、そういうことも含めてやはり継続的なそういう訓練が必要だという認識を皆さんお持ちになっていただいたことにつきましては本当に良かったなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、いろんな、この現在の高度の技術を要する、技術を要するというか、そういう装置配備されてても、実際にそれが使用できないとしょうがないわけで、そういう点でのあれですか、今後のそういう訓練というのも今後行っていく計画ですか。その辺についてお答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） やはりあの、情報伝達というものは災害時に非常に大切なことだと思いますので、継続して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） わかりました。

それで非常用物資についてですが、この備蓄備品台帳を見ますと、もう既に、大体7月ぐらいでかなり、飲料水など賞味期限が切れるもの、かなりあるようであります。で、この間の質問の中で廃棄処分されていたというものが、一番多かったのはやっぱり飲料水かなと。

というのもありました。で、ここに書いてある、町や集落での防災訓練等での利用により有効活用していくというふうにありますけれども、7月か8月に賞味期限が切れるものについて、こういう活用というのは図れる段取りで進められているんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 6年度に水、今おっしゃいましたように水の賞味期限が今度の7月・8月で切れるものがございますので、6年度に約4,000本の購入をしてございます。そして、それを各集落に配置する際に、今度、賞味期限が切れるものについては有効に使っていただきたいというようなことでお知らせをしております。

そして、水についてですけれども、飲料では使えませんが、それ以外に、例えば、トイレとかですね、そういった流す、とかには使えると思いますので、そういう有効活用をまたお願いしたいし、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） せっかく、町民の税金も使ったの備蓄になってるわけなんで、有効活用を是非お願いしたいと思います。

次に、イノシシ対策ですが、ここで鳥獣被害というふうにしないで、イノシシ対策ということで私書いたのは、質問しているのは、やはりあの、確かに、サルの被害、ほかの鳥獣での被害もあるんですが、やっぱり一番、このイノシシの被害が大きくなっているのかなというのが、やはり、農家の皆さんからの話でも多く聞かれます。

特にあの、イノシシの場合、出たからといって、ワナを仕掛けても入らないと。で、くくりワナやっても、なかなか捕獲しにくいということで、かなりこの、増えていて、出る範囲も段々段々広がっているというように見受けられます。

様々なこう、花火をやったり、ワナを仕掛けたり、それで先ほどの町長の答弁にもありました緩衝帯の整備だとか、それから電気柵の設置などいろいろやられてますけど、今度、そういうことをやった以外のところで今度出てくると。で、新たなこの出没による被害が拡大されていくというように見受けられます。

そういう点ではいちごっこ的なところもあるんですが、現在のところ、じゃあ、どう防ぐかということになると、一番手っ取り早いのが、確かにその後の、いわゆる電気柵が一番効果的かなというふうに思いますが、確かに管理は大変になります。しかし、現実的にはそこが当面、一番かなというふうに私は理解するんですが、今、これだと上限70万円で集落

ぐるみの補助になってますが、ここをもっと上限をもっと増やすというような考えはあるのか。集落でもっと、例えば、広範囲にしたいという場合に、それに対応した上限額を設けて補助を対象にするのか、その辺の考え方について伺います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 町長答弁にありますとおり、イノシシ対策には電気柵と緩衝帯整備が有効だということはご認識をいただいているというふうに理解をしておりますけれども、令和2年度から拡充をしました、その補助上限の70万円を拡充する必要性等々につきましては、令和6年度に実施をされた集落ございます。その内容がですね、約1キロ程度の電気柵に、その電気柵も通すような、防草シートを整備をして、したものが大体70万円程度だったということなんです。でまあ、そういったことをやられましたけれども、それ以上にその年に集落が設置を希望されるかどうかというような状況もありますので、状況に応じてはそういった可能性もないわけではないのかなと思いますけれども、集落、町長の答弁にもございますとおり、集落であつたり農家の実態の把握に努めまして、必要があればそういったことも検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、1キロでの話ありましたが、じゃあその、1キロを超える範囲での、例えばこの電気柵になれば70万、たぶん超えると思うんですが、そういう点では今の答弁で検討をされるという理解でよろしいですか。例えば、これ、電気柵2キロの範囲で集落からやりたいということになった場合に、単純計算だと140万円になるわけですが、そういう点ではそういう集落からの申請がある場合、何らかの町としての対応を図るといような理解でよろしいのかどうなのか。あくまでもやっぱり70万円なのか。その辺について回答をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今、議員、そういったようなお質しをいただいておりますけれども、現状、集落からそういったような要望等々についてはお聞きをしているところではございませんので、現状、今の要綱で運用をさせていただきたいという考えではありますけれども、町長の答弁にありますとおり、そういった話があれば実態把握に努めて対応策を講じていくということですので、そういったものについては柔軟に検討はしていかなければならないという考えでございます。

○議長（佐藤孝義君） 8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） なかなかその、今の答弁だと、理解しにくいところあるんですけど。

答弁するほうもなかなか、大変な答弁になっていると思うんですが、今、町の置かれている状況踏まえて、農家のその大変さも含めて、是非ここは考慮して、町民に寄り添った対応を熟慮されるように是非お願いしたいというふうに思いますが、町長、その辺の判断はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変、イノシシをはじめとした、そういった鳥獣被害対策に集落の方々や各個々人でも大変ご苦勞なさっておられるということは承知しておりますし、また、こういった対策を講じているにもかかわらず、画期的な効果というものも見えず、皆さん、大変ご苦勞をなさっておることはしっかりと受けとめております。

そういった中で、現在、先ほど1回目の答弁で説明させていただいたこと。また今ほど担当課長のほうから説明したことを含めまして、現在そのように取り組んでおるわけでございます。

ただ一番は、座談会、去年はちょっと座散会できませんでしたが、座散会やっているのと、やっぱり人的な、人がいないんだということを深刻に言われましたので、あとはあの、草が伸びて通電しない箇所が出るんで困っていると。他の集落にいくと、一度きれいに草を刈って、その後、除草剤を散布して、それから設置していると。そうすると、草の伸びが抑えられるんで比較的効果的だということありますが、やっぱり集落によってその延長距離が違いますので、なかなか、その辺の労力を含めまして人的な確保に苦勞なさっていらっしゃるようです。

そういったところから、令和6年度から新たな補助制度を設けまして、藪の刈り払いといえますか、そこを、野生動物の住処をなくすという意味から、1ヘクタール40万限度の新たな補助制度を町単独で設けたところでございますので、やはり、様々な対策をこう、いくつか講じながら、その被害を少なくしていきたいというふうに考えております。

ですから、これが例えば医療とか介護とか福祉的な、自己負担を少なくしていくことで効果が目に見えるものと、この場合はまた、そういった考え方もあるということは承知しつつも、人的な確保、あとは効果の上がる対策をどうやっていくかのほうにより注力していないと、金額を上げただけで、その辺の効果がいかなものかということが非常に悩ましい

ところがございますので、ご意見としては受け止めさせていただきますが、なお、その辺、  
どういった対策、いくつか講じながら、被害をなるべく抑えるようなことを検討してまいり  
たいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、町長答弁も、農林建設課長の答弁も、それぞれ、苦慮しての答弁  
だと思います。

実際に、これらの、この鳥獣被害対策で、人は減っていく。しかし、動物は、ほかの動物  
は増えていく。そういう中での、大変なこう、人間も生きていくうえでの大変な課題だなと  
いうふうに見ております。

そういう点では、是非あの、様々な、電気柵だけじゃなくて、そのほかの鳥獣被害対策で  
の対策を講じておりますけれども、そういう点含めて、是非、全体の対策講じられるように  
お願いしたいというふうに思います。

大体、今まで話出てますので、それぞれの状況に応じた内容での対応をお願いして私の質  
問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、5番、目黒道人君の一般質問を許可します。

5番、目黒道人君。

〔5番 目黒道人君 登壇〕

○5番（目黒道人君） 早速ですが、通告に基づき一般質問をいたします。

質問は今回二つです。

まず一つ目、宴会料理残さない条例の提案を求めるということです。

質問の要旨としては、フードロス世界的な課題であるが、我が町でも宴会におけるフー  
ドロスは目に余るものがある。あえて条例化を求めるが、町長の考えを伺います。

一つ、町長は宴会でのフードロスをどのように捉えているか。

二つ目、テイクアウトには食中毒の懸念もあり消極的だが、町の交流施設での対応を伺い  
ます。

大きく二つ目です。

火の用心の習俗をどのように保存していくか。



少子化に伴い、火の用心を書く子どもが減っています。ユネスコエコパークの特色ある習俗を後世に広く、世の中に伝えるためにどのように取り組むか伺います。

一つ、地域を挙げてPRすべき貴重な習俗であると考えているが、これまでのPR実績を伺います。

二つ目、今後の児童数増減の推移を伺います。

三つ、現在の20代人口と今後の推移を伺います。

四つ目、青年教育に消極的な印象がある。青年教育を充実できないとすれば課題は何か。

以上、伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 5番、目黒道人議員のご質問にお答えいたします。

宴会料理を残さない条例の提案を求めるとのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の宴会でのフードロスをどのように捉えているかについてでございますが、宴会で多くの料理が食べられないで残り廃棄されてしまうことは大変もったいないとともに、廃棄物の削減の面からも重要な課題だと考えております。

フードロスを削減していくためには、それぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない、もったいない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であり、条例で定めることは一つの取り組みだと考えられます。

一方で目黒議員がお質しのとおり、その場で食べていただけずに持ち帰りを想定した場合、食中毒等の懸念もありますので、宴会料理に特化した条例の制定には課題もあると考えられます。

他の自治体においては、地域の伝統食を普及する取り組みや地産地消、食育などと併せた条例を制定している例もありますので、今後、研究してまいります。

2点目のテイクアウトに食中毒の懸念もあり消極的だが、町交流施設での対応を伺うについてであります。

町の交流施設、季の郷湯ら里の対応についてご説明をさせていただきます。

現在、湯ら里ではコロナウイルスの流行をきっかけとして感染症予防の観点から持ち帰り

はご遠慮いただいております。一方でフードロスの観点から、食べ残しゼロを継続して推奨しています。

この感染症予防とフードロス対策のために、誰でも気兼ねなく使えるように取り皿、取り箸など提供し、食べ残しをなくしていただけるように努めているとのことであります。

次に、火の用心の習俗をどのように保存していくかについてであります。項目ごとにお答えいたします。

目黒議員ご承知のとおり、火の用心は子どもが数え年6歳になると、正月2日に火の用心と半紙に墨書きし、火災予防の護符として我が家に貼ったり近隣に配ったりするもので、只見町史やおもしろ只見学ガイドブックにも掲載されている大切な只見の民俗文化であります。

1点目のこれまでのPR実績であります。町内保育所児童を中心にご提供いただいた火の用心を、消防出初式において消防関係者にお披露目させていただいた後に、各地区ごとに公民館において展示し、町民の皆様にもご覧いただいております。また、只見ふるさとの雪まつりにおいては、会場内に火の用心を展示し、来場者にもご覧いただいているところであります。さらに、只見町の観光名所や産品などのキーホルダーが入ったカプセルトイの街ガチャ i n 只見町のキーホルダー図案にも採用しております。

2点目の今後の児童数増減の推移であります。現在、町内3小学校の児童数は125人となっており、令和7年度は129人、8年度と9年度は124人、10年度と11年度は117人、12年度に99人になると推計しております。

3点目の現在の20代の人口と今後の推移であります。令和7年1月末現在の住民基本台帳では203人となっております。今後の推移といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所で令和7年が168人、令和12年に153人、令和17年に119人という推計を公表しております。

4点目の青年教育に消極的な印象があるが課題は何かについてであります。少子化が進み、ライフスタイルや価値観も大きく変化し、多様化している現代社会において、青年活動や活動に参加する青年層の減少が進んでおり、従来の活動が停滞してしまっている現状に加え、新たな活動にも結び付きにくい状況があると考えております。

そういった中ではあります。特に明和青年団においては、地域活動にも積極的に参画をいただきながら、若者同士の連携を図る大切な場所となっております。また、昨年度から若者同士が気軽に集い、交流と活動につなげる取り組みとして、星空カフェを立ち上げ、月2

回程度、亀岡多目的活性化広場を中心として活動を行っております。

今後こういった町内の若者の主体的な活動を掘り起こし、支援をしながらその輪を広げ、参加意識の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご指導とご提言を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） では、再質問いたします。

順番に質問したいと思いますが、今回、この質問ですね、事前にこう、身近なところで、ちょっと今回こんな食べ残しの話題にするんだよっていう話をしたんですけども、そんな話、質問するのっていうですね、反応がちょっと多くてですね、ちょっとあの、大丈夫かなって僕も思ったんですけども、それぐらいですね、軽いというか、そんなに課題に捉えられてないんだなっていうのが裏返しではないかなと思っています。

この話題、なかなか、あえて話をするっていうこと自体がないんだろうなとも思いますので、今日はちょっと勇気を振り絞ってですね、この話題にちょっと取り組んでみたいなと思っています。

これ、きっかけとしてはですね、昨年11月の15日に、東北ESD／SDGsフォーラムというのがありまして、その前夜にですね、湯ら里で交流会がありました。で、僕はですね、お酒好きですけど、あんまり飲めないものですから、こういった宴会とかですね、出席するの好きなんですけれども、ひとめっこということもありまして、比較的こう、自席に座って料理をですね、楽しむっていうのがほとんどなんですけれども、このフォーラムの時はですね、多くの関係者が只見にいらっしゃるということですので、僕もホスト側の一人として、交流に努めてですね、いろんな方とお話をしながら名刺交換しながら、非常に充実した交流会だったなと思っています。であの、全ての方と名刺交換をできまして、非常にこう、話がそれぞれの方と盛り上がったわけですね。それによって、この只見の、このESD教育の取り組みというのが、そんなに先進的なんだっていうふうに、かえってこう、フィードバックをいただいた非常に良い機会になったなと思っています。

それで一通り、会が進行しまして、そろそろお開きというところですね、自席に戻って、残ってる、冷めちゃった料理ですけども、食べようかなとしたところですね、もうバスが来ますからということでですね、急いでバスに乗ってくださいということで、まったく食べられないままですね、もうその場を去らなきゃいけなかった。何か持ち帰りたいなと思っ

て容器ないですかって言ったらば、いや、もう、そんな時間ないからってということで、バス乗ってくださいということで、もう非常にですね、後ろ髪引かれる思いで帰ってきたわけなんです。

料理長の説明なんかもありまして、この地域で採れた材料をですね、食材使って、美味しい料理を作りましたということも聞いてましたので、なおのことね、食べられなかったということが非常に残念だったなと思っているわけなんです。

でまあ、勿論、今回、その会ばかりでなくて、いろんな会合などで食べられないまま残ってしまう料理っていうのは本当見てるわけなんですけれども、ちょっと伺いたいのは、このE S D教育先進地である只見町のこういった大人の振る舞いとして、宴会での食べ残しを教育長はどのように受け止めていらっしゃるか、ちょっと一言お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私に質問くると思わなかったもので…

フードロスの問題は大変あの、たぶん、私もこう、身に覚えがありますし、大変もったいないなということは感じております。

またあの、たぶんこれは、私だけじゃなくて世界中の問題かなっていうふうにも思うところなんです、この持続可能な社会をつくっていくために、こういったフードロスとか、資源の大切さ、そういったものをE S Dを通じて子ども達に学ばせるっていう、学ばせるというところですが、学ぶことの機会というのは各学校でも、それは考えております。考えておりますし、それは食育の教育の中で、そういった取り組みだったり実践をしています。ですので、給食が、どういうことでその食材が採られて、そしてそれが口に運ばれてくるまでのこの過程であったり、大切さ、苦勞であったり、それが自分の体にどういうその栄養価だったりがあるのかっていうことを、食育の中で先生がお話をしていただいて、そして、それだから残さず食べるんだよっていうことも言って、皆さん、子ども達みんなきちっと食べ、そういう習慣をつけております。さらには、食べた後に、牛乳のパックはリサイクルのためにこうする。また、食器の洗い方はこうするんだということで区分して、しっかりしたその食育に努めておりますので、そういったことを学校の保護者にも伝えながら、保護者を通じて広く、そういったフードロスとか食物の大切さ、そういったものを伝えていければなっていうふうに考えてます。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） ちょっと、もうちょっと聞きたいんですけど、この大人がこの宴会で残すことについて、取り組みとしては今、ご説明いただいたことはそのとおりだと思うんですけど、大人の振る舞いとしてどうお考えかという部分にフォーカスしてもう一度お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 大人の振る舞いということでありまして、やはり、そういう場を設定して、会食に入る場合には、そういうこう、語り掛けであったり、そういう意識を持って、そういう会食に臨むっていうことが必要かなっていうふうに思います。ので、やはりこう、余計なその、提供する側も、たくさんごちそうを出していただいたり、それを受けて、全部食べるっていうことは基本に、皆さん望んでいることとは思うんですが、やはりその意識の醸成っていうか、それを心掛けて、そういった会食に臨むっていったことがまず一つ大切なことかなっていうふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） 重ねてありがとうございました。

おそらくはですね、取り組み、家庭内での取り組みっていうこと、一生懸命してますし、勿論あの、おそらく各家庭の中でのフードロスっていうのは極めて少ないんじゃないかな。単純にもったいないですから、食べれるものは勿論食べていくんじゃないかなって思いますけれども、ではですね、じゃあ、何故、宴会だと平気で残すことができるんだとお考えでしょうか。町長、一言お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私は極力食べるようにしておりますし、あと昨年11月15日の東北ESDフォーラムで、5 番議員が食べられないでバスに乗られたというところも近くで見えておりますので、その状況はよくわかりますし、その時、ESDで経木というところに非常に皆さん、注目されまして、たぶん、食べられようとしている時、私がこう、経木の作成される方、目黒さん、向こうにいらっしゃいますって言ったものだから、たぶん、皆さん集中して目黒さんのところに名刺交換に行かれたのかなということで、食べられなかった責任の一端は私にもあるのかなというふうに変に申し訳なく思っております。

過去にあの、前、議員なさっていた方が、コロナ前でしたけども、議員さんと町当局のそういう場があった時に、その方は民宿も経営されてましたから、せっかく一生懸命、それ

それのところで作ってるわけだから、当時はお互い、グラスとか杯に注ぎ合っていましたから、そうするとすぐこう、始まると席を立て、どうしてもこう、まあ一杯という光景あったんですが、その議員さんが、いや、15分だったか、10分だか、時間忘れましたが、15分間は席を立たないで料理を食べっぺんねえがいという呼び掛けで、みんながそれに賛同して、席を立たないで料理を食べていた時代があります。ですから、その時、特別、条例あった訳でもなんでもありませんが、まずは議員と当局との懇談会といいますか、懇親会といいますか、そういった場面や我々町当局のそういった、当時は今よりはもっと忘年会とかあったと思いますが、そういった時もせっかくの料理だから、席を立たないで料理を食べてからということで、始まってすぐ席を立て、こう、お酒を注ぎ合うという光景はなくなって、料理を食べてそれからという雰囲気が出来上がった時代がありますので、まずはあの、我々も、コロナ前のような状況ではありませんけども、そういったことに、今回そのようなご提案、なるほどなと思っておりますので、身近なところからまずは改善を図っていきたいと思っておりますし、皆さん本当にあの、こういった料理を残ってしまう、残すことは心苦しく思っているらっしゃって、皆さん、家庭だから云々かんぬん、宴会だから残しても良いんだというお気持ちを持っていらっしゃる方はまずいらっしゃらないんじゃないかなというふうに推察しておりますが、大切な、本当にあの、海外では、日本でも様々な生活困窮、なかなかハンディキャップ持ってる方もいらっしゃいますから、本当に日常の食事ができるという幸せで、そういったことから考えまして、食を大切に考えて、そして残さないでありがたくいただくという考え方を推し進めたほうが良いという議員のご提言はまさに賛同できるところでございますので、今後そのような思いを受け止めながら、できるところから取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ありがとうございます。

僕も町長おっしゃるように、誰も残すことをね、良しとしているとは思ってはいません。でも、残っちゃう状況があるというのがね、ひとつ原因なのかなとは考えられるかなと思っております。

ここでちょっとあの、ある事業所の、こういった宴会などですね、提供される側の方のちよっとお話だったんですけれども、非常に興味深いお話が聞けました。

女性主体の宴会、婦人会とか女子会と言われる宴会の場合にはですね、全部あの、食べら

れる。もしくはきれいに持ち帰ってくださるという、そうなんです。ところがですね、男性の、特に中高年がですね、質が悪くてですね、箸でちょっとつついて残すことが多いと。こういった傾向が見てとれるそうです。で、確かに僕もそうだなって見てて思います。で、冒頭で申し上げました、そんなこと質問すんのかって言った方は女性が多かったですよね。たぶん、女性の中には、そんな宴会だからって残すっていう意識があまりないのかなというふうになんて考えられるのかなって思います。

それで、ちょっとですね、資料がございまして、ちょっと議長に、資料の配付の許可を願いたいんですけども。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付してください。

〔資料配付〕

○5番（目黒道人君） 今配っていただいている資料はですね、厚生労働省のウェブサイトに乗ってます、この持ち帰りの際のガイドラインというページがございまして、そのプリント…

○議長（佐藤孝義君） はい。どうぞ。

○5番（目黒道人君） 失礼しました。

お手元に配ったのは厚生労働省の持ち帰りに関する留意事項というページのプリントアウトです。

ちょっとご覧いただきたいのはですね、この、一枚めくった裏側にある、宴会や結婚披露宴等の際にはという部分にちょっと記述があります。

食べる時間を、食べ切りの推進ということで、食べる時間をつくりましょう。例えば乾杯後の30分間は提供された出来立ての料理に集中して食べることや、おひらき前の10分間は食べ残しをしないよう幹事が声を掛けるなど、料理を食べるようにしましょう。これが厚生労働省のガイドラインとしてウェブサイトに掲載されています。

先ほどもあの、町長のエピソードの中で、座って食べましょうというお話ありました。僕も、何代か前の東邦銀行の支店長さん、東邦銀行の新年会の時に、ちょっと30分、料理を食べてから注ぎにまわりませんかというご提案された方いらっしゃいまして、非常に良かったなって思った覚えがあります。

ここに書かれているガイドラインのこの主催者側がですね、食べ残しに配慮した進行をす

るというのが一つあの、良いのかなって思っています。

この、今回はですね、これを条例にしませんかということなんですけれども、なかなかですね、不文律のまま、いくとなると、なかなかこれが、守られないのかなとちょっと懸念するところがありまして、条例といってもですね、なんでしょう、日本酒で乾杯条例とか、只見線にみんなで手を振ろう条例とか、ああいった、いわば心がけというぐらいの条例のつもりでお話したいなと思っております。

で、ちょっと伺いたいのがですね、只見線にみんなで手を振ろう条例。これができたまでにはどのようなステップ、それから期間があったか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 目黒議員のご質問にお答えをさせていただきます。

只見線の手を振ろう条例につきましては、平成23年の新潟・福島豪雨の際に只見線が不通になったことがまずはじめのきっかけでございました。その後でなりますけれども、5年ほど経ちまして、只見線の不通区間の復旧がなかなか進まない中で、何か自分達でできることはないかというようなことがございまして、その中で魚沼市のほうの方と只見町のほうでお話をしていた中で、只見線におもてなしの心で手を振っていたこともあったので、そういったので、そういった一躍になるような形で条例化してはどうかということで、おもてなしの意味も込めて、どうだろうという発案がございまして、確か5年経った27年だったと思いますが、その時に条例化したという経過がございます。で、最初は只見町と魚沼市のほうで条例の発案の呼びかけだったんですけれども、近隣では隣の金山町・三島町・柳津町まで条例のほう制定させていただいた経過がございます。きっかけとしてはそういったことで、復旧を促すようなことになる一助になるようなことで発案をしたものが条例化されたものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） もうちょっと詳しく聞きたいんですけれども、この発案から条例制定まで、どのくらいの期間要したか、もしわかれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 只見線に手を振ろう条例ができましたのは、2015年、平成27年の3月、今ほど申し上げました町村で条例化をさせていただきました。当時の記憶がちょっとあれなんですけれども、これが条例化されるまではそんなに時間はなかったかと思



います。既に5年ほど、水害から経過しておりまして、復旧がなかなか進まない現状の中で、そういったアイデアが一つ出てまいりまして、それがまあ、町村でみんなで、そういったことを条例化しようということで、それまでの期間についてはそんなになかったかと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。ありがとうございます。

それではですね、そうすると、どうでしょう、勿論あの、よくご検討いただきたい内容ですので、提案、是非してほしいなと思ってますけれども、この答弁の中で、今後、研究してまいりますという文言がちょっと引っかかるところです。

町長は非常に研究熱心な方だと評判なんですけれども、研究期間どのぐらいみてらっしゃいますか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 研究熱心かどうかはわかりませんが、まあ、研究はしなくちゃいけないのかなというふうに思って先ほど答弁させていただきました。

あと先ほどの手を振ろう条例は元々、新潟県魚沼市の、だんだんどうも只見線元気会議というところが積極的に只見線に手を振ろうということをやっているって、であれば、只見線沿線でやりませんかということをお魚沼市さんのだんだんどうもさんのほうからお声掛けがあって、それがずっと只見、金山、若松のほうまで沿線に広がっていったという状況がございますから、合わせて一年弱であったのかなというふうに思ってます。

そういった中で、その当時はやはり、只見線の全線再開通を促したいという、その必要性を訴えてJRにも訴えていきたい、県にも訴えていきたいという背景があつてのものですから、どこに訴えるか。あとは、乗車された方に気持ちよく、良い印象で帰ってもらいたい、来てもらいたいという想いがありましたから、そういった背景があつたかと思います。

ただ、今般の、やはり、ことは、これはより多くの人にそういった意識を持っていただいて、皆さん、それぞれ思っているけれども、我々一人一人がそういった意識をもって大切な料理をいただくということでしょうから、町で、町側で条例提案ということもありますが、場合によっては議員の皆様の方でお話いただいて、議員の提案ということも、より裾野が広がる方法なのかなというふうにご質問を伺っていて思いましたので、我々も研究しますが、議員の方でもちょっと研究していただいて、そういった提案の方法も含めてお互

い研究してまいりたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） そうですね、逆に我々の側もということですが、まったく、それも勿論だと思います。

そうですね、議員の側もこうした研究を重ねて、みたいなのと思ってます。

やっぱり、これ、大事なのはですね、フードロスというところですが、やっぱり何と言っても、この料理を作ってくださった方への感謝かなと思っています。

宴会などはコース料理ということで、あったかいものはあったかいうちに配膳されまして、冷たいものは冷たいうちにということで、そういった心配りでですね、楽しい宴会が演出されているというところ、ここがやはりあの、なんていうんですか、一番のポイントかなと思っています。

ですからまあ、それとあと、テイクアウトに関してもなんですが、答弁の中でですね、コロナの流行をきっかけにということで、湯ら里のですね、湯ら里、今、テイクアウトやっていないということなんですけども、コロナ流行がきっかけにということでしたので、どうでしょう、もう今、現状、そこまで、ここに関してナーバスになる必要があるのか、と思ってしまうんですが、当局側の見解をもう一度伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、コロナということがきっかけで、湯ら里のほうは現状、そういった形になってございます。またそういったところで、今もコロナのほうはまだ特効的な部分ではございませんし、そういった心配もされております。そういった広い意味でもございますし、今、湯ら里のほうでそういった判断をいただいて、その提供についてはいろんな課題があって、今こういった状況にさせていただいていると。で、答弁書のほうにも書かせていただいておりますが、そういったことであるべく中でも広がらないように、そういった取り箸とかを用意してということで、持ち帰りという観点の部分にはまだまだそういった部分で懸念もあって、湯ら里としては現状そういったことで対応させていただいているという事業者の判断でございますので、そのようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） 是非、ここはもう一度、ご検討いただけないかなって思います。

特にあの、毎年やってますお正月の町の新年会。これに関しては立食形式ということですので、特に座席がない、一人分の料理ということがない形態ですから、これこそ、かなり残っちゃう傾向にあるのかなって思ってます。これはやっぱりもったいないですから、是非このテイクアウトに関しては、ちょっともう一度ご検討いただけないかなって思います。勿論、提供する側としてのリスク。これがあることは勿論承知してはいますが、一応、保健所にも確認しましたところ、持ち帰る場合は自己責任であるという大前提があるというところがありますので、なお、例えば生ものなどはですね、控えるとか、それはもう、ありますけれども、大前提としては自己責任だといううえで判断いただきたいなと思います。

またあの、できればですね、持ち帰るにしても、なんか容器をですね、会場側で用意していただくのもありがたいなと思うんですけども、それだってなかなか、宴会される側としては多少なり負担があるかもしれません。ですから、これもだから全員が持ってこいという話じゃなくてですね、容器を用意するというのも一つ、方法であるということも是非、明文化して、広く周知して、そういった内容が良いのかなって思います。

それではですね、では二つ目の火の用心の話題なんですけども、これ、ちょっと、まあ、なんていうんですかね、ひとつ、これ考え方なんですけども、これはいわば人口問題を取り上げたつもりです。人口減というところなんですけども、どちらか、課題に直接、真正面から取り組むよりは、むしろ楽しみという方向から課題を解決できないかという切り口で火の用心という話題にしてみました。

ちょっとまだ説明不足だと思いますので、ちょっとあの、なんていうんですかね、例えば火の用心、お正月に配ってますと、ここの地域、只見、本当にあの、どこの家に持って行ってもですね、喜んでくださいます。火の用心持って行って、いや、うち、今年ちょっといいとかって断られるところが本当なくてですね、むしろ、ああ良かったと。うちの部落、今年、火の用心ねえんだっていうふうに言って喜んでもらっていただけというのは、それはつまり、子どもの成長をですね、祝福する土地柄、みんなが地域で子どもを宝だということで喜ぶ。そういった空気がこの地域にあるんだろうなと思ってます。ですので、こういったですね、地域の習俗ということではありますけれども、この特徴ある、特色ある土地柄という部分をもっとPRをしたらいんじゃないかというふうに考えます。

で、ちょっと質問したいのが、移住をですね、勧める移住定住フェアとかですね、そういったPRの場面あると思うんですけども、移住ですから、例えば住環境であったりとか、

仕事の面であったり、子育ての面であったり、紹介するということはあると思うんですけども、どうでしょう、こういった習俗に関して、PRなり説明をした経過というのはあったでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどの目黒議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

移住定住でいろいろな説明をさせていただいております。そういった中で、まずは生活をしていただくための基本のベースのところで、只見の生活の中のライフスタイルの部分でご紹介をしている部分が主なのかなというところとなっておりまして、今ほどおっしゃっていただきました習俗の部分までについては、詳細な説明は今のところはそういった形で説明はしてございません。それが魅力になっていくというようなところで、今ほどもお話いただいておりますので、そういった部分についてはまた、こういった形で紹介するのが良いのかということは検討はさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） まあ、おそらくそういったことはないだろうなと思うんですけども、何と言ってもこの只見ユネスコエコパークっていう、そういった文化的な生活の背景を持った地域ですので、ここは是非、アピールしてほしいなと思います。

これ、有名な話ですけど、千葉県の流山市がですね、母になるなら流山というコピーでですね、非常に、移住者といいますか、たくさん来た、柏市の隣にある市ですけども、まあ、いろいろ要因はあります。まずはベッタウンだということでは大きいんですが、ただ、この母になるなら流山という、このコピーにですね、反応された方が皆さん、流山市に移住されたというところは、これは見逃せないポイントかなと思います。そういった子育て環境、孟母三遷という言葉がありますけれども、子どもを育てるために土地を求める。こういったニーズが結構あるのかなと見てまして、そうした時にこの只見の環境というか、そういった文化的な背景。それからこのあったかい地域の感じ。これをですね、習俗に絡めて是非PRしていただきたいなと思います。

僕はその、この人口問題というのはなかなか、地方自治体レベルでどうにもならないんじゃないかと思ってます。全国町村会でも地方のせいにするなというふうに国に対して申しますし、それはそのとおりだなと思うんですが、でも、地方自治体でもできることは勿論、

やったほうが良いなと思うし、移住っていう人の移動は一生懸命やれば来てくれるかもしれないんですけども、人口増、ここに組み込むのはなかなかちょっと難しいところなのかなって思うんですけども、この火の用心が、こういった風習があるよってなれば、じゃあ、人口増に、只見で暮らしてみたいなって、只見で子どもをもうけてみたいなって思う可能性があるならば、ここに掛けてみてほしいなと思います。

町長、一言お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、ユネスコエコパークに登録になりましたけど、10年・11年前に、今の町民生活課長とともに霞が関に行きまして、登録にあたってのプレゼンテーションをしましたが、やはりその時は自然が豊かだというだけじゃなくて、やはりこういった文化的な価値もプレゼンテーションしまして、そういった中で多くの方々のお力添えもあって、登録・認定になったものというふうに理解しております。

本当にあの、先般も新聞に流山市の市長さんも載ってありましたし、あと前は島根県の邑南町、シンプルマザーいらっしゃいとかって、非常にわかりやすいキャッチフレーズで、何をやろうとしているかというのがこう、わかりやすいといいますか、そういったまちづくりをしていらっしゃるところがあります。先進的な取り組みをしていらっしゃいます。

こういったことにつきましては、我々、当たり前のようにして火の用心は書くものだというふうに、ずっと地域の当然のこととして思ってきましたが、改めてよそから来られた人も、関心を持っていらっしゃいます。先般あの、相席列車の第三弾が放送されまして、その監督さんも町役場に来られまして、是非、相席列車、第三弾、民放でやりますと。その後、YouTubeで配信になりますということで、録画しておいたんで、それ、相席列車、第三弾、後で見ましたけど、金山のところは火の用心がこう、少し縦に長い紙で、うちのほうの普通の半紙じゃないところなんで、それぞれにあるんだなと思いましたし、ある人に聞くと、12歳で書くところもあるみたいなんで、やはりその、そういった形は違っても、それぞれの地域で大切にされていることがあるということを改めてこう、興味深く見たところでありますので、こういったことは当たり前のことだと思わないで、やはり大切な、長年の、習俗とおっしゃってますけども、まさにそうだと思いますので、この辺の事、また研究というと、また研究好きだというふうに言われますけども、すみません、本当に大事なことだと思って

ますが、研究させてください。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） 是非、研究をお願いしたいと思います。

ちょっと先ほど質問の中で、児童数の増減の推移ということで答弁いただきましたけれど、これ、ごめんなさい、伺いたかったのは、火の用心を書く 6 歳、数え年 6 歳前後の人口ということで、ごめんなさい、ちょっとここはごめんなさい、質問の趣旨が間違ってたなと思ってます。でも、先ほど 10 番議員のやりとりの中で、今年度の保育所の入所児 88 名という内訳いただきましたので、その数字を見ますと、これはもう、やっぱり減っていったるなどというのは実感として感じる場所ですので、本当にその火の用心、今年も雪まつり、入場門の脇に貼られて、20 何枚かな、ありましたけど、これが雪まつりに掲示される枚数がどんどん減っていくという部分ですね。ここはやっぱりなんとか食い止めたい、もうちょっと増やしたいなというところです。

20 代人口の推移に関しても答弁いただきましたけれども、やっぱりここも減ってるなどいうところです。その青年教育が何故大事かという、やっぱりこの地域に定着して、できれば結婚して子をもうけてほしいなという流れがありますので、この青年教育大事じゃないかということで今回は質問しています。

明和青年団の活動は本当にあの、良くなって思ってます。なかなか、勿論、簡単ではないんだらうなって、やっている皆さんはいろいろ大変な思いの中で活動を続けられているというのは本当に頭が下げる思いですけれども、もっとこう、全町的にですね、もうちょっとそういう青年活動が活発になるように、先ほどライフスタイルの多様化とかいう答弁もありまして簡単ではないんですが、それでちょっとこの星空カフェという取り組みの内容を、もう少し具体的にちょっと教えてください。参加者層であったり、毎回の人数とか、わかる範囲でお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 星空カフェですけれども、こちら若者の居場所づくり、また地域コミュニティの活性化、若者による主体的な地域づくりといったようなところを目的といたしまして、概ね、18 歳から 50 歳前後というところでの男女の方を対象として活動をしていただいております。今あの、連絡が基本的にはグループラインの形をとっております、グループラインの登録者、16 名が登録をされております。毎回の参加者については、

大体5名前後でございます。5名前後の方が、今年につきましてはガーデニングであったりとか、あと、段ボールでのピザ窯づくりであったりだとか、そういったあの、若者の皆さんが集まって何をしたいかというところからまず始めていただいて、こんなところやってみたいよねっていうような話し合いの中で次の活動を決めていくといったようなことで、基本的な活動の内容については主体的に決めていただくような形をとってございます。全体として、月2回程度ということでやっておりますが、今のところ、延べ人数120人ほどということで、延べ人数としては120人ほどの参加をいただいているところでございます。これから3月、まだ2回ほど活動がございますので、そちらのほうも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） なんていうんですかね、数字で測れることではないとは思いますが。だから、参加人数とかですね、一応、伺いましたけども、これ、多い・少ないを言うつもりはなくてですね、こういった小さい取り組み、非常に大事だなと思ってますので、まあ、より、この輪が広がるようにですね、なお、取り組んでほしいなと思っています。

もう一つ、公民館事業の中で去年とその前ですかね、出店講座といいまして、出店をやってみませんかという、これ非常に良い取り組みだなって思ったんですけども、まあ、ちょっと、その成果の部分にはちょっと及ばなかったのかなと思って見てました。こういったものですね、また是非、やってもらいたいな。というのはですね、この出店をですね、せっかく今、只見線、今はちょっと止まってますけど、グリーンシーズンになれば観光客の方いっぱい来られますし、そうした時、やっぱ、駅前がちょっと寂しいなというのがあって、時々あの、駅前屋台村なんていう企画で出店を出すチャンスがあったりとかしますんで、是非そういったところに出店を出す人がですね、もうちょっと輪が広がっていくと良いかな。そこにできれば、そういった若い、20代の方に是非、参画していただいて、なにしろこれが楽しいことですから、楽しみの輪が広がっていくという、あったかいムードをつくるという意味で、これ、非常に良かったなと思うんですが、今後、この、また出店講座やろうかなみたいな、そういった予定はあるでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） ありがとうございます。

ご質問の中でございました、週末出店への道というようなタイトルをつけまして、週末、

仕事がある程度落ち着いている時期にですね、出店をやって、こう、みんなで賑わいを創っていったり、またそれが多少の収入になってくれれば良いのかなというようなところも目途しまして、経済の活性化等々も含めまして地域活性化、経済活性化といったような目途の中で、1回、取り組みをさせていただいたところがございます。ただ、この取り組みの中でちょっと反省点といたしまして、非常にこう、高度なところから正直入ってしまったという印象がございます。いわゆる商売、売買といったようなところから入ってしまって、ちょっと参加者の皆様、そこまでではないんだよねっていうような印象の中で一年間が終わってしまったといったようなこともございました。そういった反省も活かしまして、今後、こういった形で、その週末、出店という形、またあの、今、議員からもご指摘をいただきました、いわゆる商売といったような形までもっていけるかどうか、週末の取り組み、これにこだわらずですね、また、只見町で暮らしていく中で、こういったところに自分の興味、関心、これをしていくのかといったようなところも含めまして、また今回の反省も含めまして企画のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 賑わいづくりということの中でですね、やっぱりこの、商売といいますか、小商いといいますか、やはりそういった要素、賑わいを何で創るかといったらやっぱりこれは商売、商店が賑わっているという状況だなと僕は考えていますので、是非こういった取り組み、先ほども言いましたけども、小さいところからですね、是非大きく育ててほしいなと思います。

今回あの、この火の用心のテーマにしたという部分はですね、いわば課題に対してちょっと視点をずらしてですね、取り組んではどうでしょうかといったつもりで、ちょっとあの、お話をさせていただきました。真正面からね、子どもがどうやったら増えるかといっても、なかなかこれは難しいんです。でも、視点を変えてですね、楽しみをどう創るかと、そこに関わる人をどう募っていくかと、そうすると、楽しい輪には人が集まるし、集まっていけば人と人の距離が縮まって仲良くなっていくと。その先に子どもが生まれたりというのがあるんだろうなと思います。古くからある、お祭りというのはやっぱりそういったところが一つ、お祭りが開催される効果というのはそういったところかなと思います。誰もがこう、浮かれ気分ですね、気持ちがこう、ウキウキしているから男女が仲良くなってという、そういった流れだと思います。



ちょっと事例を紹介しますと、僕自身の話で恐縮ですけども、お隣の南会津町ですね、大宴会南会津という音楽イベント、コロナ前、10年ぐらいずっとやってました。これがですね、音楽好きが集まって、音楽イベントやろうということで集まったんですが、このイベントの製作は一年にもわたるもので、時々、ミーティングをやって、この地域の、奥会津地域、南会津地域の男女が集まってミーティングして制作をしていくんですけども、そうすると当然、誰か仲良くなるんですよ。で、まあ、僕もそうやって仲良くなって結婚した一人ではありまして、この大宴会を通じて、もう10数組ぐらいですか、結婚しましたし、勿論、子どもも生まれているということです。でも、別に大宴会南会津は、少子化対策としてやっているつもりはまるでなくてですね、結果として、そういった果実が得られたということです。ですから、この楽しみをどう創って、どう関わっていくかという部分をうまく演出してほしいなと思っています。

最後に町長から、ちょっと答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 火の用心の点から、どうしても教育的なお話になるのかなと思ってました、そういった習俗の話ではございましたけど、本当にあの、視点を変えて、やはり今あるものを、地域のものを大事にして、発信していく。今、南会津の大宴会の話もありましたが、本当にやっぱり、肩に力を入れて、会議室で検討して、これをやっていきたいと思います。ということで、なかなかこう、皮肉な話ですが、成果の上がるものがないなんていうような、そういった話を聞く時もありますけども、確かに、本当に、楽しい雰囲気があったり、楽しい仲間と集まれば自然に会話も弾みますし、いろんなアイディアも湧いてくるといいますので、やはりどうしても行政ですと、会議室で何をマストでやらねばならないみたいの感じで、いつまでに、PDCAでまわしてというような、そういった基本的な事業はそのことは変わりありませんけど、やはりこういったソフトの、特に人のこう、ハートといいますか、ワクワクするような、みんなでこう、ともにやっていくというような雰囲気というのは、そういった会議室の中では生まれないと思いますので、本当にあの、星空カフェの取り組みも非常に良い取り組みだと私自身も思っておりますし、今、議員からおっしゃっていただいた火の用心はじめ視点を変えて、楽しい人の輪をつくって、そこから結果としてまあ、果実という言葉が良いかどうか分かりませんが、そういったものが得られるような、ちょっと視点を変えた柔軟な取り組みというのはこれからの行政に求められている包容力のある取り組みなの

かなというふうに感じましたので、本日いただいたご意見に対しまして、今後、研究もしますし、併せまして、それが一つ一つ、公民館事業や様々な事業を通じて、具体化にできるように努めてまいりたいと思いますので、引き続きのご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 5 番、目黒道人君。

○5 番（目黒道人君） すみません。終わろうと思ったんですけど。

どうでしょう。先ほどは町長のほうから、先ほどのあの、残さない条例に関してですけれども、当局のほうでの提案もありますが、議員のほうでの提案ということもあります。それは勿論、僕らの中でも検討したいと思いますが、どうでしょう、9月の決算議会後の、交流会がですね、この条例、1回目の宴会になるように、してみたらいいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 残り時間少ない中で、その辺の約束を取り付けにこられるとは思っておりませんでしたので、もう少しで逃げ切れるかなと思ってましたが、その辺のところは引き続き、本当に、大変すみませんが、実質的にはそういった、双方の呼びかけで、15分とか、20分とか、時間わかりませんが、席を立たないで食べましょうっていう呼びかけは9月会議終わった後で大変結構なことかと思いますが、条例化の中では残された時間の中で慎重に検討して答えを導き出すに至りませんでしたので、引き続き研究をさせていただきたいと思います。

○5 番（目黒道人君） 是非、研究を。

終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、5 番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

ここで、暫時、休議します。

開議を3時といたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時57分

○議長（佐藤孝義君） 全員お揃いのようなので、休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

１１番、齋藤猛君の一般質問を許可します。

１１番、齋藤猛君。

〔１１番 齋藤 猛君 登壇〕

○１１番（齋藤 猛君） １１番、齋藤、通告書に基づき一般質問を行います。

質問事項は２項ありまして、１、深沢温泉の今後は。

質問の要旨といたしましては、深沢温泉は、近年、温泉の湧出状況が悪化しており、また設備の不具合等で休業せざるを得なくなり、むら湯の利用者に不便をかけている。

町長は、全員協議会で季の郷湯ら里の源泉掘削について、令和７年度の当初予算で提案できるよう進めていきたいと発言されている。

令和３年度 深沢温泉源泉整備調査業務報告書に現状と今後の対策について報告されているが、今後の整備計画について町長の考えを問います。

２、孤立集落の支援・救援は。

福島県中山間等の孤立集落の発生の可能性に関する状況調査によると、只見町は２８集落のうち１６集落が孤立の可能性があると記されている。孤立集落の支援・救助について町長の考えを問う。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） １１番、齋藤猛議員のご質問にお答えいたします。

深沢温泉の今後とのご質問であります。人為的に掘削した源泉構造物は、一般的に２０年から４０年程度で徐々に劣化していくと言われております。その中で、深沢温泉はすでに掘削から３０年以上経過し、平成５年の掘削完了時に毎分１７１リットルあった湧出量が現在は毎分５５リットル程度となっております。

また、深沢温泉の温泉水は、特に塩分や硫酸イオンが高濃度で、金属類を腐食させやすい鉄イオンも多く、沈殿物もあるため水中ポンプには大変過酷な条件下であります。それゆえ、おおよそ１年から２年前後の感覚でポンプが停止することから、やむを得ずその都度休業を

いただき、ポンプの入れ替え修繕を実施し、施設営業をしているところであります。

さて、源泉掘削計画につきましては齋藤議員お質しのとおり、令和３年度に深沢温泉源泉整備調査報告書として、整備に係る調査報告としてまとめさせていただいております。その後、令和４年４月２６日に、深沢温泉源泉整備に係る勉強会を議会の皆様方とさせていただきましたが、予算化には至りませんでした。

その後、昨年、ポンプ故障による入れ替え後の９月に入り、通常５５リットルで推移していた揚湯量が４４リットルとなり温度低下もみられ、冬期間は加温しなければむら湯の浴槽温度が保てない可能性が出てきたことから対応を検討しておりました。

その後、１２月に入り、突然、黒褐色のお湯が噴出し、揚湯量と源泉温度が回復し、幸いにも現在は安定的な温泉供給ができています状況であります。

このような経過があり、本年１月１７日の経済委員会で担当課長から源泉の回復状況と令和７年度の温泉掘削に係る予算として約４億円の事業費の提案について協議させていただきました。

新規掘削には様々なリスクがあり、今後、観光開発審議会のご意見をいただき、また皆様方のご意見をいただきながら、整備計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、孤立集落の支援・救援についてお答えいたします。

福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査の内容につきましては、８番議員にお答えしたとおりです。

本町は山間部にあり、交通手段は限られています。主要路線として利用される一般国道２５２号、２８９号及びＪＲ只見線は急峻な山間地を縫うように走っているため、災害発生時において、がけ崩れ等により通行不能となれば、町全体が孤立状態となる事態も想定されます。

このため、近隣市町村や防災上重要な機関・団体等との相互応援協定の締結等により、相互応援体制の整備を進め、陸上運送手段が途絶した場合はヘリコプター等による空輸体制の支援をお願いすることとしています。

孤立しないための備えといたしましては、平成２３年７月新潟・福島豪雨災害以降、河川については福島県が只見川圏域河川整備計画に基づきハード整備を進めております。また本町では本年度、防災備蓄品の拡充を図り、集落集会所等へ配置してまいりました。

地域防災計画により、町、関係機関、住民の皆様等が、相互に協力、連携して災害に対応

できるよう今後も取り組んでまいります。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 答弁ありがとうございます。

再質問に移らせていただきます。

ただ今、列席されている町当局の方にお聞きします。

昨年、湯ら里・むら湯を利用された方は何人いらっしゃいますでしょうか。

町長からお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

何回か、食事はしましたが、お湯のほうには浸かっておりません。

○議長（佐藤孝義君） 副町長。

○副町長（新國元久君） 昨年中に町長と同じく食事は何回かいたしました。むら湯には1・2回入りました。

○議長（佐藤孝義君） 教育長。

○教育長（渡部公三君） 私も食事等には伺っておりますが、入浴等はありませんでした。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 入浴に3度ぐらいは行ったかと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） むら湯には入っておりませんが、湯ら里のほうには数回利用させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 私、湯ら里・むら湯とも食事・入浴のほうさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 私も食事は利用させていただきました。むら湯は入っておりませんが、湯ら里には入っております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 私のほうですが、食事等の機会では利用させていただいておりますが、入浴等の機会では利用させていただいてございません。

○議長（佐藤孝義君） 保育所長。

○保育所長（梁取洋一君） むら湯のほうに食事と入浴で利用させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 私、湯ら里のほうに入浴、そして食事のほうに利用させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長。

○教育次長（吉津なおみ君） 私は湯ら里のほうに食事は行っておりますが、むら湯のほうは利用してございません。

○議長（佐藤孝義君） 報告終わりましたけど、よろしいですか。

11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

町長にお尋ねします。

温泉井戸の掘削の目的に、町民保養サービス、観光誘客を図るとありますが、具体的にどのような方策を練られているのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

まず、湯ら里の温泉施設のほうは、当初、都市と農村との交流という目的で交流促進センター条例の最初に書いてあるとおり、農村である只見町と都市との交流を念頭に置いた施設であります。その後、住民の人、町民の人が入りやすい施設をとということで、住み分けをいたしまして、その後に国土庁の補助金をいただいてむら湯を整備した計画がありますので、基本的な考え方としては湯ら里は都市と農村との交流で、特に町外の方を、町民の方のご利用も全然それはよろしいんですが、町外の方のご利用を念頭に。で、むら湯はまさに名前のおり町民の方を優先してむら湯という、そういった考え方でスタートしたということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 現在、むら湯だけしか温泉は使われておりませんが、新たな源泉を掘削された場合、湯ら里のほうでどのような計画で使われる予定があるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 齋藤議員のお質しにお答えをさせていただきたいと思います。

現在、むら湯だけという利用ではなく、湯ら里のほうにもお湯を送らせていただいております。ただ、湯ら里に送る際には鉄分を抜いた形で、透明なお湯ということで、湯量については若干少ない形になっておりますけども、そういった形で湯ら里のほうでも両方利用させていただいております。ただあの、当初、１００リッター以上、毎分で揚がっていた頃の湯量と、現在の湯量では、湯ら里のほうで使われている量が減ってございますので、新しい温泉掘削されれば、同じように回復した形で、もう少し湯ら里のほうにも送られる状況に回復するというようなことで検討はさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君）　１１番、齋藤猛君。

○１１番（齋藤　猛君）　湯ら里で利用されていると言われましたが、この報告書、令和３年度深沢温泉源泉整備調査委託報告書によりますと、４リットルのお湯ですね。これで利用されていると言えるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君）　交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君）　温泉の利用という定義の中では、加水という形になりますけども、４リットル、毎分ではございますが、そういった量であっても湯ら里のほうに加水という、加水循環という形で利用されているということで、温泉の定義の中では利用していることとなってございます。

○議長（佐藤孝義君）　１１番、齋藤猛君。

○１１番（齋藤　猛君）　今後、もしも源泉を掘られて、お湯が湧いた場合、今までどおりに鉄分、マンガンを除去した温泉で利用されるおつもりでしょうか。

○議長（佐藤孝義君）　交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君）　現在のシステムはそういった形になってございます。ただあの、今回掘削するにあたって、その後の湯量等もございますので、そういった部分に関しましては今のところ具体的な計画は持ってございませんが、現状の利用としてはそういった形になってございます。

○議長（佐藤孝義君）　１１番、齋藤猛君。

○１１番（齋藤　猛君）　具体的な計画がないとおっしゃれましたが、今後、整備計画を定めて、それから温泉開発審議会に答申されるとありますが、具体的に温泉計画、例えば湯ら里で使うんでしたら、湯ら里のお風呂をどのように改修するかというのをしっかり決めてから、どれぐらいの湯量が必要だ、現在の湯量では足りないから温泉を掘るとというのが本筋じ

ゃないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） そういったご意見もつともだと思います。しかしながら、温泉の掘削、今回に関しましては、最初の井戸の量に回復させたいというところがございますので、元々の量以上のことはないということになりますので、そういった中で現状のシステムのような形で湯ら里にもそういった形で送るのかという部分については、改めまして検討させていただきますが、全体の湯量については、当初の、前回掘った量に回復させるということを目적으로させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） この報告書に、40ページに書いてありますが、このような問題に対して、令和4年4月26日の勉強会以降について、なんか検討された事項はありますか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきます。

勉強会以降につきましては、まず湯ら里のほうの経営改善を急ぎたいということで、第三セクター改革のほうに取り組むということで、それ以降につきましては源泉の部分について検討した経過はございませんでした。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） と言われますと、そうすると、この報告書を基に温泉開発審議会に臨まれて答申を得られるということでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） この報告書を基に、観光開発審議会だと思われませんが、そちらのほうに協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 観光開発審議会のメンバーを、どのようなメンバーを考えられているかお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきます。

まず観光開発審議会につきましては、湯ら里が関連いたしますので、まずは源泉を熟知している方というようなところで、こちらの報告書を作っていただいた方の研究所のほうから



有識者として派遣をいただきたいと考えてございます。その他の委員の方につきましては、集落の代表、特に深沢は第一にあげられると思いますが、あとは町民の方で関連する方々、代表になりますけども、あと商工会、それから地域の銀行等で構成したいとは考えてはございますが、まだ詳細につきましては、そういった予定で計画をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） この資料を作られた中央温泉研究会のほかは技術的な提言をされる、ボーリング屋さんとか、探査を扱う業者とか、そのような業者を入れることは考えられてないんですか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 現在、我々のほうで検討させていただいておりますのは、この報告書をまとめた際に、そういった技術的な部分も併せ持って監修いただいておりますので、まず第一に、この中央温泉研究所の方にアドバイザーとしてお願いしたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） この報告書を見ますと、構内の、温泉構内の浚渫により、回復することもあるかもしれないということを書いてありますが、ただ、リスクを伴う。このような提言がされているのであれば、ボーリング屋さんを呼んで、しっかりと提言してもらったほうが良いと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 報告書の中では、この深沢温泉の現状について、今の井戸の現状について報告をさせていただいたものと、今後の掘削計画についてまとめさせていただいております。

そういった中で、現在の井戸の状況というのが報告をされておまして、浚渫と掘削というのが、なかなか現状の井戸の中で難しいということで、新たに井戸を掘ることをお勧めしますといった報告書になってございます。そういった経過の中で報告書を作成する際に、そういった事業者さんも入っていただいて監修をいただいた中で報告書としてまとまっておりますので、まず報告書いただいたところが入っていただければ、そういった部分についてもアドバイスをいただけるものと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 私ちょっと調べてみたんですが、構内浚渫するには現状の井戸の上に櫓とボーリングマシーンをセットして、800メートルぐらいまでは浚渫できるでしょうと。その際のコストも6,000万から7,000万であがると。このような業者があるのであれば、詳しく話を聞いて、参考人として諮問委員会にお呼びしたらいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきます。

私の説明が不十分であり申し訳ございませんでした。

経過の中で、令和3年ですが、一度、浚渫をやらせていただいております。そういった中でこれ以上の浚渫が難しいといった経過と、あとまあ、井戸の中の状況等も把握した結果といたしまして、報告書としてまとめられたものでございますので、改めて浚渫ができないというところははっきりした事実でございます、その中で新たな井戸を掘削しなければならないということでございましたので、今のようなことで今後の部分については新たに掘削するというので、そういった部分を踏まえて、今のところ中央温泉研究所のほうでまとめられるのかなと。アドバイザーとしては計画も作られてますし、その方に入っていただきたいということで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） そうすると、委員会では10名ぐらいで、3回ぐらいでやるという予算はあがってましたが、それはいつ頃までに終わらせるおつもりでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） こちらにつきましても、先般、町長のほうからご答弁をさせていただいておりますが、なるべく早期にまとめたい、年内というところで上半期にはというお答えをさせていただいておりますので、そのようなことでなるべく早期に進めさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 上半期に温泉の審議会の諮問をいただいて、その後、整備計画に着手されるのでしょうか。その場合、整備計画はいつまでにあがるのですか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 諮問をいただいてから、また若干、お時間いただくこととなりますが、その部分に関しましては上半期ということで目標というところであります。なる

べく前倒しをして上半期を目指したいというところでございます。若干、そこが年内というところで急ぎたいというところがありますので、その後、整備計画につきましては併せてその後になりますので、早ければ年内もしくは年度内に整備計画としてまとめられるものと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 整備計画ですが、町長の考えで、この整備計画に是非入れたい温泉施設というのは何かお考えありますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私としては今般、揚湯量が減っているとか、温度低下がみられるというところから、そういった調査していただいて報告書いただいておりますので、今後、審議会を経て、まずはその従前のように、揚湯量とか温度が極力戻るようなその源泉の確保をしていきたいという、まず、そこでありますので、まだ、施設整備の意味でおっしゃっている質問なのかもしれませんが、私としてはまずそこを一番主眼に置いて源泉の確保をしていきたいということで今般このようなお話をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） その施設整備のことを詳しくお聞きしたいんですが、まったく考えはないんですか。掘ってから考えられるんですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 施設整備は過去にはいろいろ、金額いくらだったかな、10億円以上の、たぶん、そういった、ある設計屋さんから、私、町長に就任した時かな、ちょっと、すみません、年数、あまり定かじゃありませんが、そういったのを設計が進んでいて、そういう話がありました。が、当時まだ、湯ら里の経営が大丈夫かと、経営の母体がしっかりしていないのに大丈夫かというような話と、いろいろ錯綜してましたので、先ほど一部、担当課長申し上げましたが、第三セクター改革で経営の母体をしっかりしなくちゃいけないということで、そこに注力してきました。そこがしっかりしてくれば、様々、議会の皆様とご相談させていただいて、投資という形で事業計画に則ってお願いするということの道が開けてくるというふうに考えておりましたので、まずはその母体をしっかりしなくちゃいけないということでまいりました。

あとは今般も予算でお願いしていますが、季の郷湯ら里の維持に必要な改修とか、必要な予

算は提案をさせていただいております。ので、たぶん、議員おっしゃるのは、それ以上の、もっと本格的な施設整備の考えはないかというお質しかもしれませんが、間違っていたらすみませんが、私としては必要な修繕であるとか、維持管理に必要な予算は当初予算の中で提案させていただいておりますので、その審議を経てというふうに考えておりましたので、現在のところはそうように考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 源泉を掘り、そのお湯を、例えば露天風呂に源泉かけ流しにする。それをメインにした改修計画とか、そういうのをあるのかと聞いたかったのですが、やっぱり、経営のほうを先にしっかりして、それからの改修ということによろしいんですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 経営はしっかりしなくちゃいけないと思ってますし、まだ今もって残念ながら黒字は出ておりません。そういった中で日々、ご奮闘、ご努力いただいておりますのでございますが、源泉かけ流しは非常に温泉として魅力的ですし、願わくばそういった源泉にあたるのが望ましいとは思いますが、前回の報告書をご覧になっているということでありますので、そうするとなかなか、源泉かけ流しは難しい源泉かなというふうな報告がありましたので、それに越したことはありませんが、難しい温泉だなと思ってます。

そして、加えまして、現在もむら湯のほうは源泉かけ流ししてますが、それ自体も場合によっては改めなければいけないかなというように考えておりますので、非常にそういった施設であることが望ましいとは思いますが、私は別の工夫で魅力上げていくということも考えていかなくてもいけないかなというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 町民の保養サービス、観光の誘客という面からも、むら湯には町外の方、県外の方、町民が入っておられます。その方々に対して、源泉かけ流しの温泉を循環の湯にしたときにどのように感じられるか。その辺はどのように考慮されるのか、町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

むら湯につきましては源泉かけ流しで非常に魅力的で、そういったことで入っているというふうに承知してますので、そういった方々にとって源泉かけ流しでなくなった

ということになれば、非常にこう、魅力の低下になってしまうのかなというふうに思いますので、考え方としてはよくわかりますし、望ましいのは源泉かけ流しを継続できるということが良いと思いますが、やはりあの、源泉の貯湯量といいますか、地下にあることなので、容易にはわかりませんが、専門家の意見、調査結果、報告を聞きながら、そこら辺は判断していかなくちゃいけませんので、考え方、望ましい姿はわかっていますが、やはり、それが持続的に入湯していただける、経営ができるということも併せて考えるということが必要な態度だというふうに思ってます。ので、やりたいけどもできないということは現実にありますから、そこら辺をどういうふうに、一番良いところを見出していくのが、議会とこういった場もそういった場であろうかと思しますので、そこら辺のところはご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） あまり納得してませんが、2番目の孤立集落の支援のほうに移りたいと思います。

防災計画の第8節、雪害対応、雪害応急対策のところ、孤立集落住民の救助ということがありますが、これに対して、事業継続計画ではどのように作成されているのか、町民生活課の課長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 孤立集落で、それに対する事業継続計画でございますけども、業務継続計画につきましては、それぞれの日常的に行っている各部署、町民生活課の部署、保健福祉課、農林建設。その事業を緊急時にどのような優先順位をつけて業務を行っていくかという計画になってございます。そうした中でその、雪害の時に孤立集落に対する支援をどうするかと、まず、雪害の時はまずあの、住民のやっぱり、生命が大切でございますので、それに対する支援を、対策本部を中心になって活動をしていくことになります。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 住民に対する支援ということで、ここにもよく言葉が載ってきますが、自主防災組織ということがあります。現在、自主防災組織は何箇所ぐらい、組織されているのかお尋ねします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 自主防災組織でありますけれども、小川集落、そして布沢集

落、そちらのほうで計画を作って活動しております。できれば、そのほかの集落にもそういう取り組みをしていただきたいと思います。そちらのほうにつきましては今後取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 28集落あって、2集落しか組織されてない。その組織されない理由というのは何なんですか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） そうですね。考え方ではありますけれども、全国一律にそういった考え方でやってございますけれども、只見町のような、こういった、コミュニティ組織の力が強いところというのは、日常的に相互扶助の力が働いているのかなというふうに思います。都会、都市部の福島とか郡山のような、要するに、そういったところではなくて、こういう山間部においては集落を中心に、日常的に、例えば、そうですね、普請活動とか、そういったものを通じて日常的に、そういう相互扶助機能ができているものと思います。考え方としましては、もう既に、防災計画的なものといいますか、そういうものが、そういう考え方の中で動いているところがあるのかなと思います。ですから、文字に表す、おとしていってないだけで、全ての集落でそういった相互扶助の連携的な助け合いというのは行っているものだというふうに思いますけれども、計画についての取り組みについては、私どものほうのアプローチも、もう少ししていきながら、あったほうが良いというのは勿論でございますので、そういった、明文化していくというか、そういったことも必要かというふうに思います。と思いますので、そういった取り組みをしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 自主防災組織つくるにあたって、総務企画課のほうで補助金も出されると思ったんですけど…

失礼しました。勘違いでした。

自主防災組織をつくるにあたって、公民館の役割が大きくなると思うんですが、中央公民館としてはどのような方法で自主防災組織をつくって、地域防災に関われるか、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 自主防災組織としての取り組みとしては、今ほど町民生活課

長のほうからご答弁がありましたとおり、考え方の中でもう既に、ある程度、集落の中で動きができていたといったような状況の中で、やはり、明文化したり、皆様がわかりやすいように形をつくるというのも、また自主防災組織の一つの考え方だろうというふうに思っております。

そういった中で公民館といたしましては、町民生活課と協働しながら、そういったアプローチ、こういったところに力を入れていく。また、集落からの要望、集落からの考え方、こういったところもお聞きをしながら、自主防災組織としての形がいいのか。また、集落としてのまた独自の考え方があるのか。そういったところの聞き取りをしながら、より良い防災の体制づくりといったところにご協力をさせていただければと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

中央公民館と町民生活課で合わせて明文化できて、良い自主防災組織をつくれるようご協力をお願いいたします。

保健福祉課の課長にお尋ねします。

孤立集落において、介護、透析を受けられている方がいらっしゃったら、いるか・いないかでいいんで、お教え願いますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今、孤立集落が、孤立されていないと思いますので、今、現時点では。孤立が想定される集落というよりかは、町全体で今、10名の方、透析を受けられているかなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） その10名が孤立の恐れがある集落ということはわからないんですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 大変申し訳ございませんが、集落までは今ここでお答えすることはできません。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 最後の質問にしたいと思います。

今聞いた透析患者。もしも、孤立の可能性のある集落にいらっしゃった場合、どのような

救助体制で、一番最初に救い出されるか、その方法を町長にお尋ねします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） お答えいたします。

要支援者名簿というものを作っておりまして、それをまあ、集落と消防団と民生委員と共有しながらしておりまして、その中で優先順位が、優先順位と言ってよろしいのかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう重症者の人から救助していくということにしております。ですのでまあ、透析をされている方や、あとは人工呼吸器の方、そういった方を優先的、優先的っていう、まずあの、第一に、命の危険が及ばないように、透析患者でありましたら病院のほう、人工呼吸器を使用されている方については電源といいますか、そういう電力供給の確保と、そういうものをできる場所に優先的に救助していくという考え方でございます。

○議長（佐藤孝義君） １１番、齋藤猛君。

○１１番（齋藤 猛君） 救助する手順とかはしっかり決めてあると考えてよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 孤立する前に、要するに避難してもらうというのが大前提でございます。そういったことで、高齢者避難とか、そういった、避難指示の前に、そういったことができるようにまいりたいというふうに思っておりますが、やはりあの、要支援の重要の方についての救護とか救助というものを優先しながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） １１番、齋藤猛君。

○１１番（齋藤 猛君） 最後に、そのような支援を必要な方々を、素早く救えるような方策をしっかりと決めていただくようお願いして質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、１１番、齋藤猛君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇



○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第２、議案第４号 刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） はい。許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第４号 刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、本条例につきましては令和４年の６月１７日に交付をされました刑法等の一部を改正する法律。これが令和７年６月１日に施行予定となっておりますので、その改正に伴い、関連する条例の改正をお願いするものとなっております。

具体的には刑罰の中で、懲役及び禁固というものが廃止されまして、それらに代えまして拘禁刑というものが創設されるということになってございます。

今ほどお配りをさせていただきました資料と併せてご覧いただきたいと思います。まず第１条でございますが、只見町議会の個人情報の保護に関する条例。この中の５３条から５５条まで、委任という部分でございますが、この中にあります懲役という部分について拘禁刑という刑に改めさせていただく。

また、第２条につきましては、只見町行政不服審査条例。これについては罰則というところで第８条に規定されてございます。この部分についても懲役を拘禁刑に改める。

で、第３条におきましては、只見町個人情報の保護に関する法律施行条例。これにつきましては附則の中になりますが、第３条の第４項からですね、只見町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置という中で、裏面２ページになりますが、これにつきましても懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

第４条としましては、只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例の中で、これは１７条の中に罰則という部分での懲役を改めるもの。

第５条につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ということで、これは第５条に定められております失職の例外という部分での禁固又は懲役の刑という部分を拘禁刑というものに改めるもの。

続きまして、第6条でございますが、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につきましては、期末手当の部分で第5条の2から第5条の3項にかけて記載のあります禁固という部分について拘禁刑に改めるもので、4ページになりますけども、第7条としまして、職員の給与に関する条例。これにつきましても期末手当の部分での内容で禁固という部分を拘禁刑に改めるものでございます。

最後、5ページになりますが、第8条、只見町表彰条例の中で、第1条にございます特別待遇の廃止という中での禁こ以上の刑に処せられたときという部分の拘禁刑以上に改めるということで、刑法の改正に伴います文言の整理をさせていただく条例となつてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第4号 刑法の改正に伴う **関係** 条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 3、議案第 5 号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明してください。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第 5 号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということで、本議案につきましては、令和 6 年 5 月 31 日に公布されました育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律。この法律の段階的施行に伴いましての所要の改正をお願いするものでございます。

資料と併せてご覧いただきたいと思います。今回、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限という部分で、改正前につきましては 3 歳に満たない子がある職員の部分について制限を設けるものでございましたが、法律の改正に伴いまして、小学校就学の始期に達するまでの子がある職員について制限を設けることができるということでの改正となっております。

併せまして、第 8 条の 3 の第 4 項でございますが、この部分については介護に関する部分でございます。この後出てまいります部分で第 17 条の 2 第 1 項において、配偶者等という部分を追加をさせていただいております。また、第 2 項中の部分での 3 歳に満たない子という部分についても小学校就学の始期に達するまでの子ということで変更させてもらうものでございます。

裏面、2 ページご覧いただきたいと思います。17 条の 2 という部分を追加をさせていただくものでございます。配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等ということで、任命権者につきましては、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状態に至ったことを申し出た時には介護両立支援制度等、そういったことを知らせるとも

に、当該職員の意向を確認する面談、その他の措置を講じなければならないということで追加をさせるものでございます。

また、勤務環境の整備に関する措置ということで、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするため次に掲げる措置を講じなければならないということで、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、また相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置というものをを行うということを定めさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、菅家忠君。

○4 番（菅家 忠君） 私はちょっと、今回のこの条例改正、非常に重く、重要な案件だなど思っておりますので少しお時間いただいて、腰を据えて、ちょっと確認をしたいなと思っております。

総務企画課長おっしゃったように、おそらく、私のほうの把握では、育児・介護休業法の改正、国の法律の改正によるものだなと承知しております。

今回の改正にあたりましてですね、厚生労働省の育児・介護休業法改正のポイントのご案内というものの資料、あとは只見町の条例ですね、本条例と本条例の規則、あとは職員の育児休業等に関する条例と規則というものを少し確認をして質問に臨んでおります。

国ですね、制度改正の中身を拝見しますと、制度のポイントは11個、ポイントがあるというふうにまとまっております、本町ですと、条例と規則に分けて改正になっているものかなというふうに捉えておりますので、まずその事実関係とともにですね、規則は議会の可決は不用ですが、法改正の内容を見ますと、規則の中身もきちんと国の法律の改正に則って改正ができているかというところを確認をしたいという趣旨で質問をさせていただきたいと思っております。ですので、ここに載ってあるところだと、この介護休暇の見直しというところは対象となる方が変わっていたりだとか、そういったところは規則なのかなと思いますので、そういったところが併せて適正に変わっているか、内容と答弁の方法としましては、育児・介護休業法の改正のポイントの案内の1から11ありますので、それに則って、どのように只見町の条例規則を変えたかというような説明をしていただけると非常に理解が

できますので、そのような形でいただけると幸いです。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

まずもって、法改正に基づく条例改正が基本でございますので、法に則った改正内容になっているというふうに考えております。規則につきましては、今、具体的にちょっと内容まで詰めておりませんが、それに則って改正をしていくということでご理解をいただければと思いますが、そういった県の規則等も照らし合わせをしまして、法に基づいた改正となるように改正をしていきたいという考えでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 先日の委員会でも申し上げましたが、今回の国の育児・介護休業法の改正の際には、改正内容は、取得理由の拡大のところに関しまして、入園式・入学式・卒園式が混ざっております。町が1日からということなので、入学式に間に合うように改正をなさいと、それが条例でなく規則の部分であれば、それに間に合うように改正をなさいと内容だというふうに承知をしております。それが本町の職員が対象になる者がおりましたら、不当な扱いを受けることになるのではないかとということを心配して質問をしておるわけですから、この段階で条例は変えます、規則はまだ練りあがっておりませんというような趣旨の発言は、非常に不適切であり、事務の適正な執行ではないという判断をしておりますので、正確で丁寧なご答弁をお願いしたいかなというふうに思っております。

改めてその部分の、規則のところですね、対象の部分、規則をどう変えるのかというところでございます。そこ、具体的に申しますと、只見町の、只見町職員の勤務時間、休暇等に関する規則のほうでございますね、その12条の特別休暇のところでございます。その部分が改正があるのではないかなと思っておりますので、そういったところの趣旨踏まえてご答弁を再度お願いしたいというところでございます。

それに加えて、そういったところを資料を読み込んで今日来ておるわけなんですけれども、内容としまして、正職員の方と会計年度職員の方の待遇は同じであるでしょうかという確認もしたいと思っております。

内容としましては、育児・介護休業法に関しましては、一年以上勤務した者に関しては業種問わず適用になるというような形で私は読み込んでおりましたが、間違っておりましたら

ご指摘をお願いしたいんですが、本町の場合ですと、同一の任命権者に引き続き一年以上任用された会計年度職員は摘要になるのではないかなと思います。それはパートタイム、フルタイム、問わずでございます。正職員と同条件で同規則の対象となるのが適切ではないかと思っております。で、条項読みますと、任期付職員は外れるかなというところで、制度の趣旨としてはそうなのかなというところでありますので、対象の範囲でございますね、そのところも併せて確認を、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 育児・介護休業法に基づく対象の部分についてはおっしゃるとおりだというふうに認識をしております。

あと、特別休暇の範囲の部分と、今回の育児休業等の部分について、ちょっとあの、今、私、はっきり申し上げられなくて申し訳ないんですが、若干あの、差があるというふうに、今考えてございます。で、大変申し訳ありません。事務が遅いという部分をご指摘のとおりだと思いますが、その辺も踏まえて4月1日に間に合うようにきちんとした規則改正等をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

3回目です。

○4番（菅家 忠君） こちらはですね、非常に私、子育て世代、同年代の方もいらっしゃると思いますので重要視しているところでございます。で、また、町のほうではですね、ちょうど只見町第3期子ども・子育て支援事業計画というものの案を委員会ではいただいておりますが、その趣旨考えますと、きちんと支援しましょうと、その世帯を、世代をというふうに書いておりますので、それ、隣のお席でしょうが、課は違うのかもわかりませんが、バラバラに動いていらっしゃるなという印象を受けてしまいますので、きちんとしていただきたいなと。こういう制度は、なかなか、民間の事業者というのは取りづらいとか、採用しづらいとか、ところがあるのではないかなと思いますので、こういったですね、福利厚生のようなところは町が旗を振って、町全体で子育て世代を地域全体で支援していきましょうという情勢をつくっていくというようなことが重要ではないかなという趣旨で発言をしております。

あと最後の申し伝えたいところはですね、4年ほど、今回の法改正でオンラインの働き方、テレワークを努力義務として記載がございます。私、4年ほど言い続けておりますが、オンライン活用した勤務方法というのはひとつも進んでいないように感じられております。今回、

こういう、国が、育児・介護休業法に対してテレワークを努力義務しなさいというところであれば、町としても努力していただきたいのと、より一層努力をしていただく必要があるかなと思っておりますので、そういったところが検討しますとか、そういったことしか返ってこないの、まあ、何がボトルネックになっているのかというところでございます。テレワークに関しまして。ほかの自治体ではやっておりますが、やっている先進事例ありますが、只見町は一向に進みません。法の改正の趣旨を汲み取っていただいて、どのような努力をするのか。何がボトルネックになっているのかというところは、きちんと、今のところ二つの質問をしましたが、何一つ適切な答弁返ってきておりませんので、最後ぐらいはきちんとしたご答弁をいただきたいと思います。

厳しいことばかり言いますが、これは非常に大事なことであり、町も掲げている内容でございますので、厳しく質疑をいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

最後のテレワークの部分についてでございますが、ボトルネックになっている部分については、まず一つは、セキュリティの問題があるというふうに感じております。他町村でやられている例もございますので、そういった部分については参考にしながら検討しているところではございますが、またあと、業務内容等、その帳簿の取り扱い、そういった部分でもまだ、只見町として進んでいないという部分から検討が進んでいないというふうに考えてございますので、その部分についてはなお研究・検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 5 号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第 4、議案第 6 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明願います。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第 6 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

まず本改正条例につきましては、二本立てとなっております、一つ目が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、第 1 条となっております。

職員の給与に関する条例について新旧対照表と併せてご覧いただきたいと思います、まず第 1 2 条の 2 でございます。単身赴任手当の部分でございますが、この部分については国の他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、という部分について、新たに給料表の適用を受ける職員となったことということで、対象の拡大がされてございます。

また、任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限るという部分も削除されまし



たので拡大されたということになります。

申し遅れましたが、これにつきましては昨年の人事委員会勧告、県の人事委員会勧告に基づく改正となっております。

また、給料表の改正が第1表から第3表までございます。これにつきましては給料制度のアップデートということで、内容としましては一般職の行政第1表で申し上げますと、主査から課長級、3級から6級の各号、各級の（聴き取り不能）をカットしまして、各級の初号における給料月額、最低（聴き取り不能）を引き上げるものでございます。これによりまして若手、中堅の職員が早期に昇格をする場合に昇格に伴う号給が増額するメリットがあるということで、新旧対照表の中で右側が現行となっております。この部分で給料表で一部、ちょっと薄く、網掛けになっている部分がございますが、この部分が今回のアップデートの中で削除されまして、上から繰り上がってくるということになります。ですので、これまでの昇給で仮にこの部分に昇給して格付けになる場合には、その上の級に、号給に格付けになるというようなことで昇格時の月額号給のメリットがあるというようなことでのアップデートとなっております。

同様に、医療1表・2表についてもそれぞれ初号付近の号給のカットということで対応されております。

現行の給料表、改正によりまして給料表変わりますので、附則におきまして切替表というものが付いてございますが、その切替表によりまして現行の号給を切り替えて新たな給料への号給に格付けをするということでの附則での切り替えとなっております。

もう1点、新旧対照表ですと一番最後のページ、13ページになりますが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、令和4年の改正条例の中での改正になりますが、第7条第7項の部分で、第13条の2、第23条という部分が消えてございます。これについては暫定再任用職員に適用しないという部分で、適用除外の項目の中に寒冷地手当、また地域手当等が入ってございましたが、その部分を削ることによりまして暫定再任用職員にも寒冷地手当等が支給されるということでの改正となっております。

以上、簡単ではありますが、説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 6 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君）　続いて、日程第 5、議案第 7 号　只見町小学校改革審議会条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君）　それでは、議案第 7 号　只見町小学校改革審議会条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、町長の諮問に応じて町立小学校の在り方等に関する重要事項について調査及び審議するために、只見町小学校改革審議会を設置する条例の提案でございます。

設置でございますが、第 1 条として、町立小学校の教育環境及び学校における教育の充実のため、町立小学校の在り方等に関する事項について審議することを目的として、地方自治

法第138条の4第3項の規定に基づきまして、只見町小学校改革審議会を置くものです。

所掌事務として、第2条、審議会は町長の諮問に応じて町立小学校の在り方等に関する重要事項について調査及び審議するものであります。

組織として、第3条において、委員15名以内をもって組織する。委員は有識者、関係団体の役員等、一般町民のうちから町長が任命することと規定しております。

第4条、委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条としまして、審議会に会長及び副会長を各1名置いて、そのほか職務について規定しております。

第6条におきましては、会長が招集し、過半数の出席で会議を開くことができる。また、議事は出席委員の過半数で決する等の規定でございます。

第8条において、この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が別に定めると規定してございます。

附則におきまして、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

また、附則第2項におきまして、只見町附属機関条例、第3項におきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に只見町小学校改革審議会について加える内容の一部の改正の規定をしてございます。

以上、議案の説明となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 予算書をよく見ればわかることかなとは思ったんですけども、この審議会、1年ということですけども、何回ぐらいの予定でいらっしゃいますか。開催の回数。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 回数としましては5回を予定してございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありますか。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） 二つほど。

この条例の設置目的については、当然だが、先般の在り方検討会の答申の結果なども論議されますでしょうなということ一つと、第3条の有識者、関係団体の役員、一般町民。この1・2・3、(1)(2)(3)の中には議員は含まれないと承知しますが、それでよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、1点目の在り方検討会の協議内容についてというご質問でしたが、そちらのほうを受けての会議でございますので、内容については引き継ぐ形となります。

それから、審議会の委員の方につきましては、本日、教育長の答弁でもございましたが、一部、学校の保護者等加わりますので、重複する場合もあるということでご理解をお願いいたします。

○3 番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○教育次長（吉津なおみ君） すみません。

議員は含まれてございません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

4 番、菅家忠君。

○4 番（菅家 忠君） 第3条の組織の(3)の一般町民のことで伺います。こちらは公募をするお考えはあるのか・ないのかというお考え、まとまっているのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、一般町民の方につきましては公募を予定してございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町小学校改革審議会条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第6、議案第8号 只見町青少年旅行村・いこいの森設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、議案第8号 只見町青少年旅行・いこいの森設置条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本議案につきましては、只見町青少年旅行村・いこいの森にございます、そば道場の活用についての議案となっております。

現在、これまでそば道場につきましては、そば部会のほうで利用をしてございました。

この建物につきましては、平成4年にできてございます。その後、平成11年にむら湯ができました際に、むら湯のほうにもそば道場ができて、そば部会のほうで旅行村のほうとむら湯のほうで、両方で活動をしてございました。

そういった中で、近年、そば部会のほうも活動がなかなか、人が減ったりした現状もありまして、利用が非常に少ない状況でございました。

そういったところでございまして、今般、旅行村にございます、そば道場、正確には只見町生産物直売所条例に規定されておりますが、そちらの直売所条例に規定される建物を廃止

いたしまして、最初の条文でございます、別表第1に次のように加えるということで、旅行村のほうで用品保管庫として利用させていただきたいということで、管理施設のほうに別表として、一つ、13用品保管庫、1棟ということで加えさせていただくものでございます。

併せまして、附則のほうにございますが、2番といたしまして、現在の施設であります只見町生産物直売所条例、平成4年只見町条例第15号は廃止するというもので、こういった流れがございまして、今般、条例の一部改正の提案をさせていただく次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 用品保管庫ということですが、これ、委員会でも説明があったんですけども、その時、聞き逃したんでお伺いします。これ、用品の保管ですが、不用品と用品の判断と、その基準はどのようにつけていらっしゃるのか。どうも不用品の置き場に困っているような状態も実際にはあるんじゃないのかなというふうに感じております。ですから、ただただこうやって、捨てて良いか、捨てて悪いか、わからないもの、とりあえずしまっておきましょうじゃなくて、本当に不用品と用品の区別をしっかりとすれば、例えばこれをほかの用途にも使えることが可能なんじゃないかという観点からお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問のほうにお答えをさせていただきます。

用品保管庫でございますので、基本的に不用品のほうというところは考えてございません。今あの、キャンプ場のほうでいろいろなテントとか準備してございまして、そういったものの保管に苦労している部分もありますので、そういった用品を大事に保管させていただくということで活用させていただきたいということで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、これは使えるものを必要時に出し入れできるための保管庫というふうに理解してよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤孝義君） 3回目、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 不用品の扱いはどのように判断してらっしゃるかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 不用品というのは使えなくなったものが不用品になると思いますので、使用用途がないものに関してはなるべく処分することで進めさせていただいております。そういった中で、しっかりした場所の確保も手狭になっている部分ございますので、使えるものをしっかり保管させていただくということで活用させていただきたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ちなみにこの保管庫は施錠関係はどうでしょう。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 施錠等は今までどおりできる形の建物となっております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号 只見町青少年旅行・いこいの森設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 7、議案第 9 号 只見町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第 9 号 只見町辺地総合整備計画の策定についてということで、令和 7 年度から令和 11 年度までの塩沢辺地総合整備計画を別紙のとおり策定するものとするということで議決をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして計画書をご覧いただきたいと思います。

まず辺地の概要としまして、辺地を必要とする部分については、大字塩沢、大字寄岩、大字十島。この 3 集落全域ということで定めてございます。

中心の位置としましては、塩沢字上田 1 3 2 3 ということで、塩沢駅の周辺となっております。

辺地度点数につきましては 1 6 8 点ということで、1 0 0 点を超えてございますので辺地に該当するということでご理解いただきたいと思います。

公共施設の整備を必要とする事情という中で、前計画を踏襲している部分でございますが、まずは観光拠点としての河合継之助記念館関連施設の整備。また、生活環境の拠点となる集会施設の改修、また生活排水等による水質汚染を防ぐための浄化槽整備と道路改良等の実施をすることにより、安全で円滑な通行確保、道路維持費の軽減、景観維持を図るということで計画をさせていただいてございます。

具体的な整備計画ということで、7 年度から 11 年度までの中で、現在想定される部分、合併浄化槽の整備、河合継之助記念館の整備事業、集会施設の修繕事業、道路改良、新設改良事業ということでそれぞれ金額を想定させていただいて計画とさせていただいてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第10号 只見町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第10号 只見町辺地総合整備計画の変更についてということで、令和5年度から令和9年度までの蒲生・叶津辺地総合整備計画及び令和3年度から令和7年度までの坂田・布沢辺地総合整備計画を別紙のとおり変更するものでございます。

一枚おめくりをいただきまして、まず、蒲生辺地の変更でございますが、もう一枚おめくりいただきまして、3の公共施設の整備計画と、その上の必要とする事情という部分で、1点につきましては、除雪機械の格納庫整備事業。これまで5,800万の事業費で計上させていただいておりましたが、実態に合わせまして7,500万円増額させていただくもの。

もう1点につきましては、開通が予定される289号八十里越道路沿線においての携帯不通話地域の解消を図るという目的におきまして、携帯電話等エリア整備事業8,000万円ということで想定をさせていただいて追加をさせていただくものでございます。

続きまして、坂田・布沢辺地でございますが、これにつきましても3の公共施設の整備計画という中で、1点、除雪機械更新事業3,000万円。今回、7年度の当初予算でドーザーの購入費用をお願いしてございますが、その部分に辺地債、充当させていただきたいということで今回追加をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 蒲生・叶津辺地の関係で、今回、開通が予定される国道289の八十里越道路沿線の携帯電話不通地域の解消を図るということで、この事業については、本来は通信事業者が実施するものじゃないかなと思います。これについては期成同盟会等でも話があったんですが、自治体としてこのエリアの整備事業、そして、やられるとなると県境までの関係も含まれるのか、それについてご説明ください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、本来、通信事業者において整備をいただければ一番ありがたいんですが、トンネル内につきましては事業者、ちょっと、すみません、名前、今、出てきませんが、トンネル内については事業者のほうで整備をしていただけると。ただ、トンネルとトンネルの間の部分については、今現在、キャリアのほうでもまだ参入の意向が出ていない。で、参入をするにしても、それに伴うアンテナですとか、そういった部分の整備については、自治体のほうで行っていただきたいというようなことでございますので、その部分についてはまあ、導入できるという見込みになれば、県のほうの補助事業等を使いながら、アンテナ設備等を町で整備をさせていただいたうえでキャリアに参入いただくということで、今、県とも協議を継続している。またあの、国のほうにも県を通じて要望をさせていただいているというような状況でございますので、そういったことで町村でも負担をしていきながら、不通話地域の解消に努めていくということで今、準備をさ

せていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、矢沢明伸君。

○総務企画課長（増田栄助君） すみません。県境まで、でございます。県境トンネル内は先ほども申し上げましたように、事業者といいますか、携帯の組合みたいなものというところなんです、そういったところで整備をされますけれども、そのトンネル手前のトンネル間、解放部分についての整備を検討していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、矢沢明伸君。

○9 番（矢沢明伸君） 状況、理解して（聴き取り不能）ですが、自治体で設置するのだと通信事業者は1 者だけでありませんので、その辺の電波の関係。

それからあともう一つは、新潟県のエリアも同じような状況あると思うんですが、その辺との関連もあると思うんで、解消を図っていただくことは本当、一番良いことだと思うんですが、その辺の連携をよく図りながら、通信の関係は自治体で全部、これからの維持管理ももつのか。その辺も含めて、よろしくご検討いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おっしゃるとおり連携をしていかなければならないということで、その折には県の土木部等とも協議をさせていただきながら連携をさせていただくことにはなっております。

いずれにしても、その電波を飛ばすといいますか、携帯が使えるようにするにはキャリアの参入がないとどうしようもないという部分でございまして、今のところまだ具体的にキャリアが参入いただけるというところまで至っていないものですから、その辺も含めて、要望であったりお願いをしているというところでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 10 号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 9、議案第 11 号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第 11 号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更についてということで、只見町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更するものとするということで、一枚おめくりをいただきまして、内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表の形になってございます。

右側が変更前、左側が変更後ということで、記載ございます一番左の区分という部分ございますが、基本的な事項につきましては、現状、現時点での文言の整理、また、データの部分、数値的な部分につきましては令和 2 年の国勢調査に基づく数値での内容の修正を行っているものでございます。

2 ページ以降、同様でございます。数値的な部分等については時点修正ということでご理解いただきたいと思います。

最後になりますが、6 の生活環境の設備という部分でございます。これにつきまして、廃棄物処理施設という部分で、今般、衛生組合、統合後の広域圏組合になりますが、収集運搬車両の購入ということで、7 年度、更新を予定されておりますので、その部分について過疎債の充当をさせていただきたいということで追加をさせていただいているものでございます。

最後のページ、7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という部分についても、時点修正ということで母子保健センターというものになってございますところが、法改正等に伴いましてこども家庭センターという名称に改めるということでの変更を今回お願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第10、議案第12号 只見町地域防災計画の改訂についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第12号 只見町地域防災計画の改訂についてであります。

只見町地域防災計画を別紙のとおり改訂することについて、只見町議会基本条例第17条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

めくっていただきまして、只見町地域防災計画、令和7年3月改訂でございます。

平成26年に策定した地域防災計画を見直すものであります。

令和6年12月5日に、只見町防災会議条例に基づく只見町防災会議を開催し作成してございます。

町長をはじめ、阿賀川河川事務所、そして、福島气象台、郡山自衛隊等、16名の委員で検討いたしました。

主な改定でございますけれども、各種データの更新等は勿論でございます。そして、第2編、風水害災害編、水色の紙が1編過ぎまして、ありまして、その61ページになります。

61ページになりますけれども、4の災害救助法が適用された場合の体制ということで別紙1、只見町災害対策本部組織図とありますけれども、ここがあの、町行政組織の改編により修正をしてございます。

そして、99ページになります。この編の99ページになります。第11節 避難とありますけれども、避難情報の改訂による更新であります。この下段のほうに、高齢者避難、レベル3、避難の指示、警戒レベル4とございます。その右のページは避難の指示と緊急安全確保、警戒レベル5とございますけれども、令和3年の5月20日から、避難勧告がなくなったことによりまして、避難勧告がなくなりまして避難指示ということになってございます。そういった用語の改正、制度が改正になったことによる改正や、用語の改正等も含めまして、そういった改訂をしてございます。

続きまして、第3編の地震災害対策編でございますけれども、第3編で、水色の紙で挟んである、第3編 地震災害対策編でございます。

その中の9ページになります。こちらのほうで、福島県地震津波被害想定被害調査の結果を反映するとともに、平成16年に発生した中越地震の影響も文書の中で追加をしてございます。

そういった時代に合わせた修正をしてございます。

続いて、第4編になります。原子力災害対策編になります。

こちらのほうは3ページになります。今回の改訂に伴いまして、本町に最も近い原子力発電所が新潟県の柏崎刈羽原子力発電所であることから、柏崎刈羽原子力発電所の事故を想定した視点の住民の避難のところで追加をしているものでございます。

あと5編は資料編になってございますけども、資料編の中で組織の名称が変わったり、そういうところの訂正、改定をしております。

これに基づきまして、防災の対応にあたってまいりたいと思います。

説明は以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ものすごいボリュームなので、これはもう、この内容で良いんじゃないかなって思うんですが、1点気になったので、ちょっと教えてください。

87ページ、ちょっと分厚いので探す大変ですけど、これはですね、87ページ、（聴き取り不能）

2番、第2編 風評被害等災害対策編ですね。

それで、第5節、ごめんなさい。その前だ。第4節ということかな。通信の確保というところですね。その87ページめくったところに、なんていうんでしょう、アマチュア無線の活用っていうのがあります。で、やっぱり、アマチュア無線、インターネットとかね、通信、携帯電話が主流の世の中なんですけれども、やっぱりその、インフラによるところが大きいものですから、結局、最終的に強いコミュニケーションはやっぱりアマチュア無線なんじゃないかなってというのが、これはもう、ずっと前から言われていることなんですけれども、今現在、これ、わかれば伺いたいです。現在、只見で、アマチュア無線を日常的に活用されている方、どれぐらいいらっしゃるか。もう一つ、それから、そういった方にちょっとあの、通信をお願いした時、誰か受けてもらえる人って、その中にどれくらい想定されているか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今回、改定ということでございます。そして、実はあの、アマチュア無線をやっていらっしゃる方、その26年当時は結構いらっしゃったと思うんです

けども、現在は、実際、数を、どれだけの方がいらっしゃっているかという数、実際は把握してございませんが、やはりあの、この、今、議員がおっしゃったように、何も使えなくなった時の、そのアマチュア無線の活用というのが有効であると思いますので、この計画に沿いまして、その把握に、詳細な把握に、アマチュア無線をやられている方の把握に努めて協力をお願いしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 昔から、いわゆる趣味という、昔からある趣味としてですね、アマチュア無線って、ずっと根強いファンがいたと思うんですが、やっぱり世代がどんどん変わってきて、若い人たちはたぶん、やらないだろう、僕もやったことないんですけども、そういったところがあるんですけど、やっぱり強いのはアマチュア無線だろうなというのは思うところなので、どうでしょう、昔は公民館で講習会あったりとかしてたのかな、なんて、僕も子供の頃なんで、あまり覚えませんが、好きな方もいらっしゃるでしょうし、こういったもの、もう一回というのは、防災的な観点からもあるかもしれないので、でもやっぱり、世の中全体で見ると、そんなにいないのかとも思います。なんでまあ、例えば役場の中でその気がある人がですね、アマチュア無線、免許取ってみるとか、なんかあると、いざという時、役立つのかななんて思ったので、ちょっと発言しました。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 貴重なご意見ありがとうございました。

今言われたことをベースに考えてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 今回の地域防災計画の改訂というのは、国の動きだとか、いろいろなものが反映されているということで了解ですが、先ほどの一般質問にもありましたけども、要は、地域防災計画で、いわゆる災害時、これで全て動くということよりも、やはり平常時の備えをいかにするかという部分を、これから皆さん、各役場もそうなんです、所管のところでは何が必要なのかというものを平時の中でやはり想定しながら、そういうものを計画の中でやっていくいただくことが一番かと思います。



特に先ほど言われました人工透析もそうなんですが、例えば保健福祉の関係ですと、要医療の関係の人、人工透析、在宅酸素だとか、そのほかいろいろな部分で交通遮断された場合、どうするんだっていう部分を想定しながらやはり計画を立てていく。やっぱりそういうものが必要だと思いますので、是非、町部局もそうなんですが、集落の自治組織も、集落の中でどういうふうにするんだというものを、やはり公民館等含めて、そういうものは防災の教育というのか、そんな形で是非、この機会に進めていただくようにお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 平時の取り組みですけれども、やはり訓練というものの、やっぱり必要だというふうに考えておりますので、訓練をやっていききたいというふうに思っておりますし、自治組織、集落の方への働きかけといたしますか、啓発といたしますか、意識を高めていただくというか、そういったことも必要であると思っておりますので、併せて公民館とともに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 只見町地域防災計画の改訂については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第１１、議案第１３号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいです。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 議案第１３号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するものです。

１として、名称・種類・数量、除雪ドーザー１台、１４トン級になります。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額２，３９８万円。４、契約の相手方、会津若松市町北町大字始字宮前９１番地１、コマツ福島株式会社、会津支店、支店長、斎藤幸一であります。

お配りしました資料のほうをご覧をいただきたいと思います。

入札につきましては２月１９日に執行いたしました。指名業者は６者でありまして、応札いただいた業者は記載の２者でございます。こういった結果によって入札の結果が出ました。

この議案につきましては、議会１月会議におきまして、債務負担行為議決をいただいて、来る降雪機に間に合わせて除雪機を整備をしたいものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 13 号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 12、議案第 14 号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので、配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明願います。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 14 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するものです。

名称・種類・数量につきましては、検査情報管理システム 1 式ということで、こちらは診療所のレントゲン、CT、エコー等などの医療用の画像データを集約、管理するシステムとなっておりまして、診療室にあるディスプレイに投影をして診断等に使用するために変換をしたり、そういった管理をするシステムであります。

こちら、平成 29 年に導入をしたシステムの更新となっております。

契約の方法につきましては指名競争入札。契約の金額については 1,056 万円でございます。

ます。契約の相手方は福島市松浪町８の１３、株式会社三陽、代表取締役、鈴木章友となっております。

お配りしました資料をご覧いただきたいと思います。

入札につきましては２月１９日に行いました。指名業者については５者、うち２者が応札したという状況となっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第１４号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後 4 時 5 4 分)

